

2 令和4年度活動報告

- (1) 広報活動
- (2) 取締り活動
- (3) 公共事業違反ゼロPT及び審査の迅速化PTの取組み
- (4) 活動の効果検証
- (5) 活動に関する調査(Webアンケート)

(1) 広報活動（街頭PR等）

月	行 事
4	<ul style="list-style-type: none"> 大型車通行適正化に向けた取締り(通年)【各県警察・NEXCO中日本・運輸局・中部地方整備局】 春の全国交通安全運動(関係機関全般)
5	<ul style="list-style-type: none"> 海コン街頭取締り(愛知県トラック協会)
6	
7	<ul style="list-style-type: none"> 夏の交通安全運動(関係機関全般)
8	
9	<ul style="list-style-type: none"> 秋の全国交通安全運動(関係機関全般)
10	<ul style="list-style-type: none"> 中部地区特車一斉取締り(各県警察・NEXCO中日本・名高速・運輸局・中部地方整備局) 建設技術フェアでの啓発チラシ配布(中部地方整備局)
11	<ul style="list-style-type: none"> 海コン街頭取締り(愛知県トラック協会) トラックフェスタでの啓発チラシ配布(三重県トラック協会)
12	<ul style="list-style-type: none"> 年末の交通安全運動(関係機関全般)
1	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業者に対する荷主向け啓発チラシ及びハンドブックの配布(静岡県)
2	<ul style="list-style-type: none"> 過積載防止啓発チラシ配布(運送／荷主対象)(三重県トラック協会)
3	

※ネクスコ名古屋: 中日本高速道路(株)名古屋支社 ネクスコ東京: 同東京支社 NEXCO中日本: 同両支社

(1) 広報活動（講習会等）

月	行 事
4	・ 初任者向け研修会（三重県）
5	・ 車限令違反者講習会（NEXCO中日本） ※毎月実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報便覧収録作業研修会（静岡県） ・ 特殊車両通行許可事務の担当者研修会（静岡県） ・ 特車新制度説明会 <ul style="list-style-type: none"> 愛知県トラック協会海上コンテナ部会（愛知県トラック協会、中部地整） 静岡県特車事業者（静岡県トラック協会、中部地整） ・ 初任運転者向け研修会（三重県）
7	・ 特殊車両通行許可申請業務研修会＜県及び市町村職員初任者向け＞（愛知県）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特車新制度説明会 <ul style="list-style-type: none"> 中部タンクトラック部会（愛知県トラック協会、中部地整）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初任運転者向け研修会（三重県） ・ トラック事業協同組合講習会（ネクスコ東京）
10	
11	・ 道路工事の適正な実施講習会（中部地整）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊車両通行制度講習会（愛知・三重両県トラック協会） ・ 特殊車両通行確認制度説明会（三重県トラック協会、中部地整）
1	
2	・ 特車申請要領講習会（三重県トラック協会、中部地整）
3	

(1) 広報活動（広報媒体活用）

月	行 事
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締り実施結果ツイッター（通年）（中部地方整備局 各国道事務所） ・ 重量部会への特車通行制度の周知（岐阜県トラック協会） ・ 特殊車両通行確認制度の周知（HP、広報誌）（愛知県トラック協会）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過積載防止啓発のHP掲載、情報板の掲出（通年）（名高速）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両制限令遵守啓発のHP掲載、SAPAの情報板にて違反防止の提示（通年）（ネクスコ名古屋） ・ フェイスブック及びツイッターによる啓発活動（随時：取締り状況、落下物防止活動等、通年）（名高速）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大口利用者に対する車両制限令遵守啓発チラシの送付（ネクスコ名古屋）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特車申請窓口で大型車適正通行の啓発チラシ配布（名古屋市）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊車両通行確認制度講習会の案内（HP、広報誌）（愛知県トラック協会）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特車適正通行啓発動画の発信（SNS、HP）（中部地方整備局 国道事務所） ・ 新聞（一般紙）への啓発広告掲載（中部地方整備局）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS（Instagram）に特殊車両の安全通行の啓発案内を投稿（静岡県）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過積載防止啓発のHP掲載、情報板の掲出（通年）（名高速） ・ 大口利用者に対する車両制限令遵守啓発チラシの送付（ネクスコ名古屋）
1	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過積載防止啓発チラシ配布（運送／荷主対象）（三重県トラック協会）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電光掲示板「過積載防止」啓発（浜松市） ・ 業界紙への啓発広告掲載（中部地方整備局）

(1) 広報活動 (中部地方整備局の活動)

○ 講習会等の実施

① 名古屋市の講習会において建設関係者に対し、特殊車両通行制度について講義を行い、大型車両の適正通行に関する理解を深めた。



2022.11.17 名古屋市工業研究所

② 建設事業者を主対象とした特殊車両通行制度の勉強会を実施

- ・特殊車両通行制度の基本
- ・特殊車両通行確認制度

を説明し、適正通行への理解を深めた。



2022.11.26 春日井市内

○ 広報媒体活動(チラシ新調)



○ 広報活動の実施

中部地方整備局専用ブースにおいてETC2.0の運用例(特車新制度・特車ゴールド制度)の広報及び協議会チラシを配付。



2022.10.3~5日 建設技術フェア専用ブースでのPR活動

(1) 広報活動（中部地方整備局の活動）

SNS、ツイッター、WEBなどでの広報各種活動を情報発信

■ 特車取締結果の情報

国土交通省 飯田国道事務所 @mlit_iida

【特殊車両現地取締 国道19号：長野県】
 大型車両の適正かつ安全な走行をしていただくために、中部地方整備局では定期的に違反車両の取締りを行っています。
 9月28日、国道19号長野県木曾郡木曾町日義において取締り（通行許可証の確認、重量・寸法の計測等）を実施しました。**#大型車両適正化**



午後5:21・2022年9月29日

国土交通省 多治見砂防国道事務所 @mlit_tajimi

#国道19号 土岐市にて特殊車両の通行に関する**#取締り**を実施しました。**#特殊車両**とは、車両の長さ・重量等が基準を超え、道路管理者の許可を受けて走行できる車両を言います。例えば、重すぎる車両は道路や橋を壊す原因となるため、取締りを実施することで道路の安全確保や事故防止に努めています。



午前8:49・2022年12月5日

国土交通省 浜松河川国道事務所 @mlit_hamamatsu

12月7日、国道1号「道の駅」掛川にて、特殊車両の取締りを行いました。
 この取締りは、道路を劣化させる重量違反車両への対策及び重大な事故の抑止の強化を目的としています。当日は、「道の駅」掛川に進入してきた車両に対して、許可証確認、車両検測を行いいずれも適正でした。**#取締り #特車取締**



午後4:46・2022年12月8日

■ ツイッター広報動画掲載

国土交通省 中部地方整備局 広報 @mlit_chubu_koho · 11月2日

道路はみんなの財産です。
 規定の重さや大きさを超える車両（**特殊車両**）の走行は、道路への負担が大きいため、その通行には道路管理者の許可が必要です。
 国土交通省では、**特殊車両**の通行適正化に向け違反車両の**取締り**を実施しております。
 道路の適正利用にご理解・ご協力をお願いします。



765 件の表示 国土交通省 中部地方整備局 0:06 / 1:20

■ 新聞各紙へ掲載し、特車制度の情報・制度の周知

(11月一般紙、3月業界紙に掲載)

- ・中日新聞
- ・朝日新聞(愛知・三重)
- ・日経新聞
- ・岐阜新聞
- ・読売新聞(三重・静岡)
- ・毎日新聞(三重・伊賀・静岡)
- ・静岡新聞
- ・信濃毎日新聞

わずかな重量の超過であっても道路を傷めます。
許可無く走ると法令違反です。

トラック運転者 荷主の皆さんは要チェック! 走行ルールや特車申請をご存じですか?

長さ12m	幅2.5m	高さ3.8m	重さ20t	軸重10t

※その他にも車両の最小回転半径、隣接軸重、輪荷重に制限が定められています

- 上記制限をひとつでも超える場合、特殊車両通行許可（もしくは特殊車両通行確認制度の回答）が必要です
- 特車違反取締りが全国で実施されています
- 違反確認時には運転者だけでなく荷主の情報も聴取しています
- 違反者には100万円以下の罰金が課せられる場合があります（道路法第47条第2項）

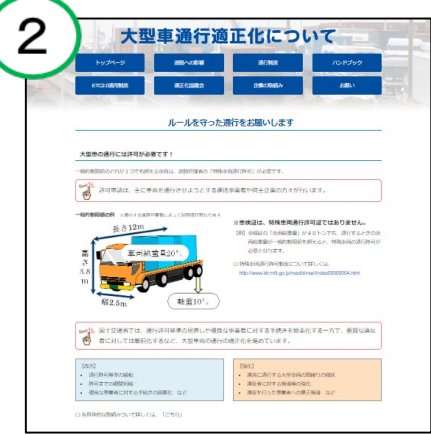
特車通行許可申請はオンライン上で手続きが可能です。国土交通省への問い合わせ先。詳しくは **特車PR** で検索

大型車適正化に向けた中部地域連絡協議会

国土交通省 中部地方整備局
 TEL.052-953-8178

(1) 広報活動 (中部地方整備局の活動)

～大型車通行適正化HPをリニューアル～



[https://www.cbr.mlit.go.jp/road/oogatasha_tekisei/index.html]

(1) 広報活動(各委員の活動)

名古屋高速道路公社

- フェイスブック、ツイッターによる啓発活動
取締り状況、積載物に対する注意喚起を掲載し、運送関係者に幅広く広報を実施



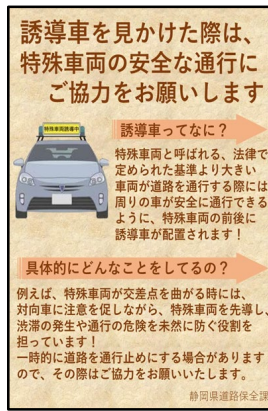
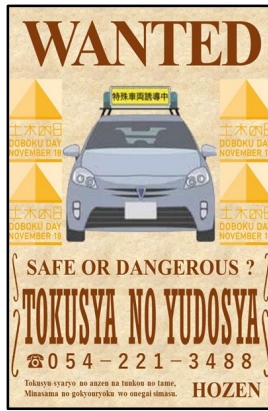
中日本高速道路(株)(名古屋支社)

- 啓発チラシの配布
交通安全運動や車限令違反者講習会などの機会に、特に軸重超過に関するチラシを配布し、啓発を行った。



静岡県(交通基盤部道路局)

- SNSによる啓発活動
「土木の日」に合わせ、道路に関する情報を連続掲載する中で、特殊車両に係るチラシも掲載し、広く周知した。



中部地方整備局

- 業界新聞への掲載(R5.3下旬)
物流ニッポン、輸送経済、中部経済新聞の3紙に掲載(全5段サイズ)

※ デザイン変更

(案)

「特車通行許可申請」は24時間5日オンライン上で手続き可能な国土交通省の申請受付専用システム「オンライン申請」については下記のサイトでもご確認ください。

詳しくは「特車」で検索 <http://www.tokusan.ktr.mhl.go.jp/>

【事務局】国土交通省 中部地方整備局 〒652-953-8178

(2) 特殊車両の現地取締り

中部地域一斉取締り

【中部地方整備局、中部運輸局、高速道路各社、警察で連携して同時実施】

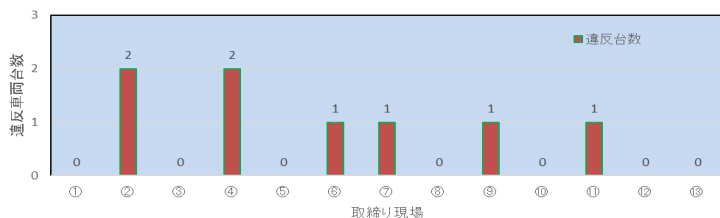
無許可や条件違反、積載超過車両を一掃
中部地域13カ所で一斉取締りを実施

計測台数27台 違反検挙台数8台
(措置命令3台、警告5台)

- 令和4年10月27日(木) 14:00 ~ 16:00
- 6県、13箇所の国道及び高速道路等



令和4年度 一斉取締り結果



令和4年度 中部一斉取締り実施結果(10月27日(木))

事務所名	路線	場所	取締基地名	
①	多治見砂防国道事務所	国道19号	岐阜県土岐市泉町大字河合字七反田地内	土岐車両重量計測所
②	岐阜国道事務所	国道21号	岐阜県不破郡垂井町地内	垂井チェーン脱着所
③	高山国道事務所	国道41号	岐阜県高山市久々野町長谷字曲り洞地内	久々野車両計測所
④	静岡国道事務所	国道1号	静岡県藤枝市内	谷根葉うぐいすPA
⑤	浜松河川国道事務所	国道1号	静岡県掛川市内	道の駅掛川
⑥	名古屋国道事務所	国道23号	愛知県弥富市内	弥富基地
⑦	飯田国道事務所	国道19号	長野県木曾郡木曾町日義地内	官ノ越チェーン着脱場
⑧	紀勢国道事務所	国道42号	三重県多気郡多気町仁田地内	多気
⑨	NEXCO中日本(一宮)	名神	滋賀県彦根市原町	彦根IC(入口)
⑩	NEXCO中日本(豊田)	名神	岐阜県不破郡関ヶ原町	関ヶ原IC(入口)
⑪	NEXCO中日本(静岡)	東名	静岡県袋井市山科	袋井IC(入口)
⑫	NEXCO中日本(浜松)	新東名	静岡県島田市横間新田	島田金谷IC(入口)
⑬	名古屋高速道路公社	高速11号線	愛知県小牧市内	大山川料金所



(2) 特殊車両の現地取締り(街頭指導含む)

■ 中部地整取締り結果(令和5年1月末)

実施年度	実施回数	測定台数	違反台数							
			無許可	通行許可制度					通行条件違反	許可証不携帯
				連結違反	許可経路違反	車両諸元違反	無許可扱い			
令和3年度	61	145	65	34	1	9	12	1	8	
		%	44.8	52.3	1.5	13.8	18.5	1.5	12.3	
令和4年度 (R5.1末)	68	140	52	28	2	7	10	0	5	
		%	37.1	53.8	3.8	13.5	19.2	0.0	9.6	

愛知県トラック協会

- 海コン車に対する街頭指導
5月及び11月、鍋田シャーシプール前(港湾道路)において、「緊締装置の全ロック」の確認及び指導のほか、「安全速度」・「積載重量の厳守」等の啓発活動を実施
【参加機関】
愛知県蟹江警察署、中部運輸局愛知運輸支局、自動車検査独立行政法人中部検査部、中部地方整備局



現地取締りの様子

<中日本高速道路(株)名古屋支社>



<名古屋高速道路公社>



<中部地方整備局>



(3) 公共事業違反ゼロPTにおける取組み

公共工事における特殊車両通行許可の確認等一斉点検の実施

令和3年8月版

第1編 共通編

第1章 総則

特仕1-1-1-33 交通安全管理

6. 通行許可

- 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資器材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、**施工計画書**に記載しなければならない。
- 受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。
また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

工事計画の打ち合わせ段階から ＜ チェックと指導を ＞



各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目	回答欄
2. 許可証の確認	
1)建設機械、資材の運搬にあたり、通行許可の手続きがされている。	
①許可証もしくは申請書が確認できる	
②下請が手続きを行っていることを元請が確認している	
③運搬予定日の概ね2～3ヶ月前の申請日であることを確認している	
2)運搬日に有効な特殊車両許可証を取得している。	
①運搬(予定)日が許可証の有効期限内である	
3)運搬計画どおりの許可証である。	
①対象資器材と許可証の積載貨物の品名が一致している	
②積載重量と車両重量の和が許可証の総重量以下となっている	
③積載物の寸法が許可証の寸法以下となっている	
④運搬計画に許可条件が反映されている	
3. 運搬車両の通行(運搬)方法の確認	
1)運搬車両が許可証に記載された車両番号及び積載重量以下である。	
①許可証に記載されている車両番号である(トレーラー等は、トラクタとトレーラーの両方確認)	
②積載重量と車両重量(自重+乗員)の和が許可証の総重量以下である	
③積載重量が車保証の最大積載量以下である(道路運送車両法)	
2)運搬経路が許可証に記載された通行経路である。	
①主な路線(国道、主要地方道、C・D条件区間等)の通行が確認できる	
②通行経路途中の休憩場所、交差点が確認できる(起終点のみは不可)	
3)運搬日が許可証に記載された有効期限内である。	
①運搬日が、タコグラフ、写真データ等から確認できる	
3)運搬条件が許可証に記載された条件(誘導車、夜間)で走行している。	
①許可条件に基づき誘導車を配置していることが確認できる	
②許可条件に指定された通行時間帯に運搬していることが確認できる	

●特殊車両通行許可制度に関する確認

(国道事務所用)

工事名	点検日

各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目	回答欄

1. 施工計画書の確認

1)建設機械、資材の運搬にあたり、一般的制限値を超える車両(以下、特車)の有無が記載されているかを確認する。

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ①「指定機械」、「主要船舶・機械」、「主要資材」に特車の記載がある | |
| ②「交通管理」に特車運搬資器材一覧表がある | |

2)特車に関する対応方針が記載されているかを確認する。

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ①対応方針(法令遵守、下請、納入・運搬業者への指導等)の記載がある | |
|-----------------------------------|--|

3)運搬資器材ごとに、運搬計画が作成され、運搬車両の確認方法及び確認頻度(資器材ごと)が記載されているかを確認する。

- | | |
|-----------------------------|--|
| ①運搬計画に必要な項目(追特記載項目)が整理されている | |
| ②整理した項目に対して、確認方法が記載されている | |
| ③整理した項目に対して、確認頻度が記載されている | |

【整理すべき項目】

- 項目毎に、有・無を確認する
- 一部でも確認できない場合は「無」とする

項目	運搬計画	確認方法	確認頻度
運搬資器材	有・無	有・無	有・無
車種区分	有・無	有・無	有・無
車両番号	有・無	有・無	有・無
車両諸元	有・無	有・無	有・無
積載重量	有・無	有・無	有・無
積載限度重量	有・無	有・無	有・無
通行経路	有・無	有・無	有・無
許可証の有効期間	有・無	有・無	有・無
通行条件等	有・無	有・無	有・無

裏面へ続く

(3) 公共事業違反ゼロPTにおける取組み

■ 対象工事

令和4年9月1日から同年12月31日(原則)の期間において特殊車両の通行が関わる工事

■ 点検件数

- ・ 中部地方整備局:主任監督員毎に1工事
- ・ 自治体等:自治体又は高速道路会社毎に1工事

■ 点検内容

- ・ 施工計画書への記述状況
- ・ 運行記録、確認状況の記録等

■ 点検結果

箇所数	中部地方整備局	自治体等	総計
点検箇所	74	19	93
是正指導(箇所)	14	6	20

主な是正指導内容

- ・ 運搬資機材ごとに運搬計画が作成されていない。
- ・ 施工計画書に確認方法・頻度が記載されていない。
- ・ 施工計画書に特車に関する対応方針が記載されていない。
- ・ 運搬計画どおりに運行していたことを確認した記録がない。

一層強化して継続実施

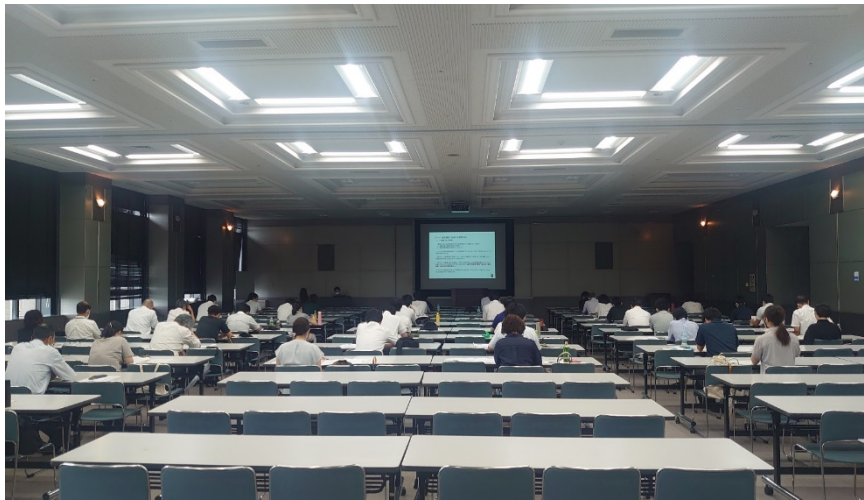
※ 発注者による管理監督の徹底



(3) 審査の迅速化PTにおける取り組み

特殊車両通行許可申請業務研修会【愛知県】

令和4年7月26日、特車業務3年未満の県、市町村及び愛知県道路公社職員を対象に特殊車両通行許可制度及び審査業務について研修会を実施し、審査業務のスキルアップを図った。



三重県トラック協会での申請要領勉強会

令和5年2月17日、適正な許可申請及び審査の円滑化に資するため、特殊車両を運行する事業者を対象に許可制度に係るオンライン申請要領の勉強会を実施した。



■ 新制度の普及に向けた説明会

- 愛知県トラック協会
 - ・ 6/15 愛知コンテナ部会
 - ・ 7/7, 8/19 中部タンクトラック部会



- 三重県トラック協会
 - ・ 12/9 デモンストレーション実施



- 静岡県トラック協会
 - ・ 6/28

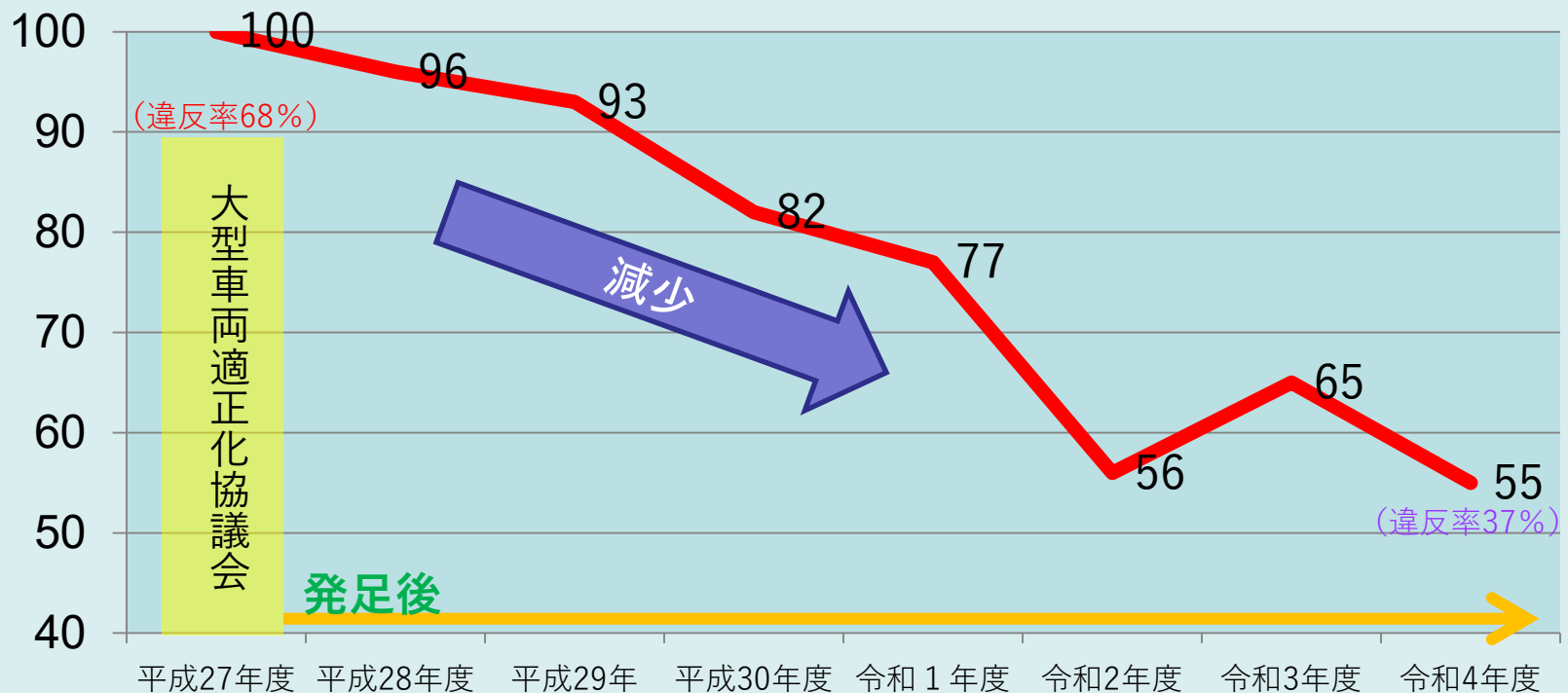


(4) 活動の効果検証 (現地取締りの分析・違反構成)

- 大型車両通行適正化協議会発足後、取締強化の法整備と関係機関の取組みを行い違反率は毎年減少し、昨年度は増加に転じたが、今年度は再び減少した。
- 違反の態様(車両、内容等)を精査し、焦点を絞った広報啓発活動が必要

現地取締りにおける違反率の推移

H27年の違反率を「100」とする
各年度の指数推移



※ 違反率 = 計測台数に対する違反台数の割合

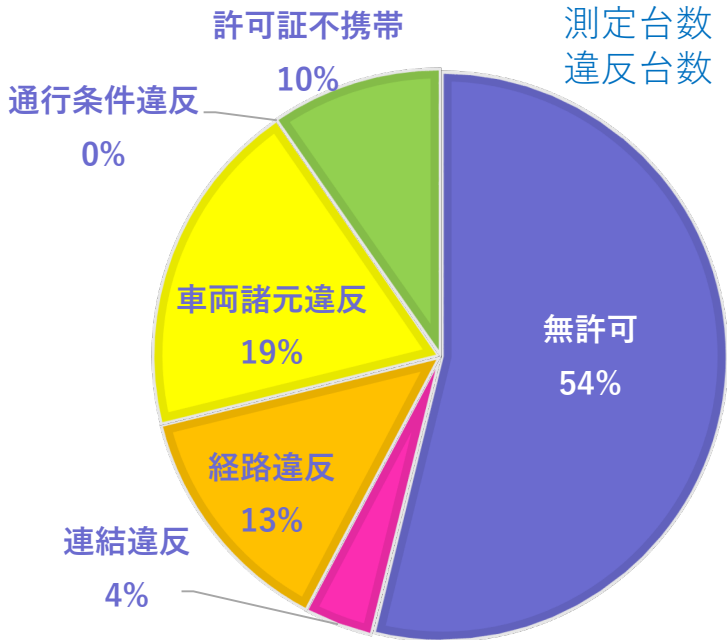
(4) 活動の効果検証 (現地取締りの分析・違反構成)

- 今年度(R5.1末)は現地取締りで140台測定し、52台の車両に対して警告・措置命令を行った。
- 違反の内容として無許可違反の割合が半数以上を占め、次いで車両諸元違反が約2割。
- 昨年と比較して違反台数、違反率は減少傾向にあるものの、測定した車両のうち4割近くの車両に違反が認められたことから、大型車の通行制度についての周知広報、遵法意識の醸成に資する活動が必要。

中部地整における現地取締りの違反内容

◆違反の割合 (令和4年度)

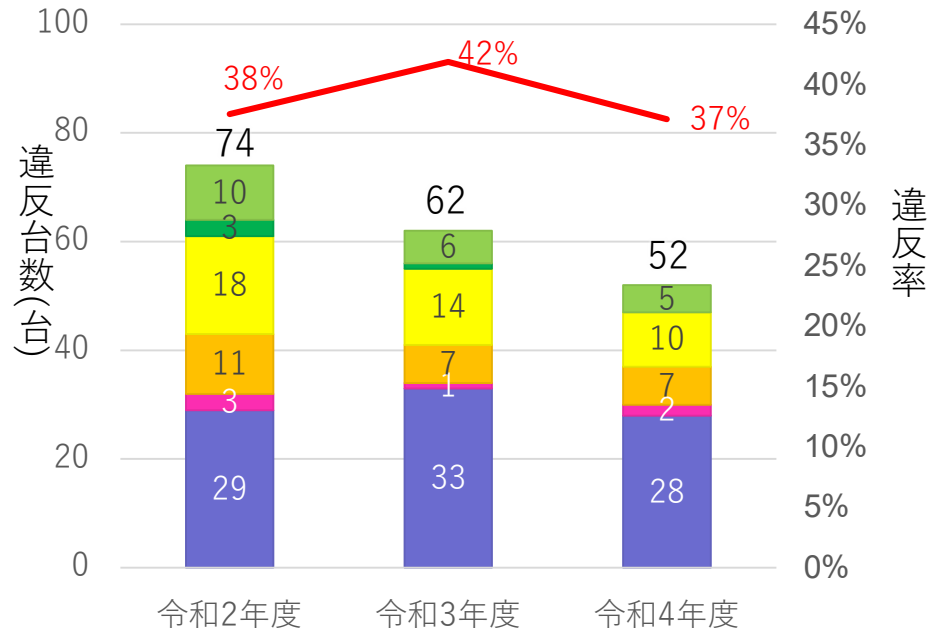
実施回数： 68回
測定台数： 140台
違反台数： 52台



注)
 無許可 : 許可申請手続きを一切していない。
 連結・経路・車両諸元・通行条件違反 : 許可を取得しているものの、許可内容に違反している。
 許可証不携帯 : 許可を取得しているものの、許可証を携帯していない。

※令和5年1月末現在

◆違反台数の推移



■ 無許可 ■ 連結違反 ■ 経路違反
 ■ 車両諸元違反 ■ 通行条件違反 ■ 許可証不携帯
 — 違反率

※違反率：違反台数/測定台数

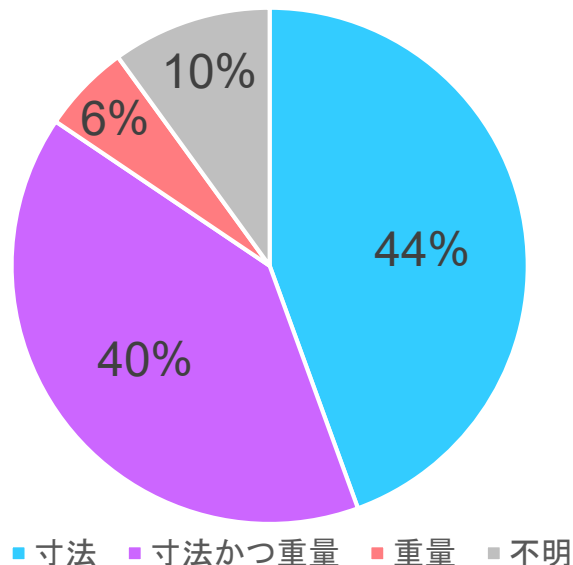
(4) 活動の効果検証 (現地取締りの分析・違反構成)

- 無許可車両のうち、9割近くが”寸法超過”が関わる違反となっている。
- 寸法超過の無許可車両のうち3割以上が空荷であり、寸法超過における制度の周知、遵法意識の醸成が必要。

中部地整における現地取締り違反内容

※令和2年～4年度 (令和5年1月末現在)

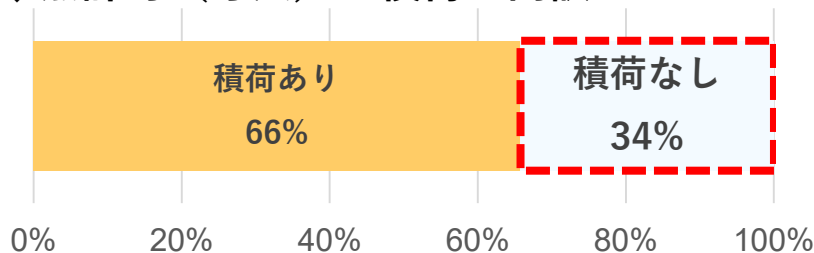
◆無許可車両の違反諸元の内訳



◆無許可 (寸法) の主な車両

トレーラ	寸法	重量かつ寸法	総計
海コン	14	1	15
一般セミ (あおり型)	3	9	12
一般セミ (バン型)	7	5	12
一般セミ	2	6	8
一般セミ (コンテナ用)	5	2	7
一般セミ (スタンション型)	1	5	6
一般セミ (タンク型)	2	3	5

◆無許可 (寸法) の積荷の内訳



違反の諸元	R2	R3	R4	総計
寸法	13	17	10	40
寸法かつ重量	11	14	11	36
重量	2	2	1	5
不明	3	0	6	9
総計	29	33	28	90

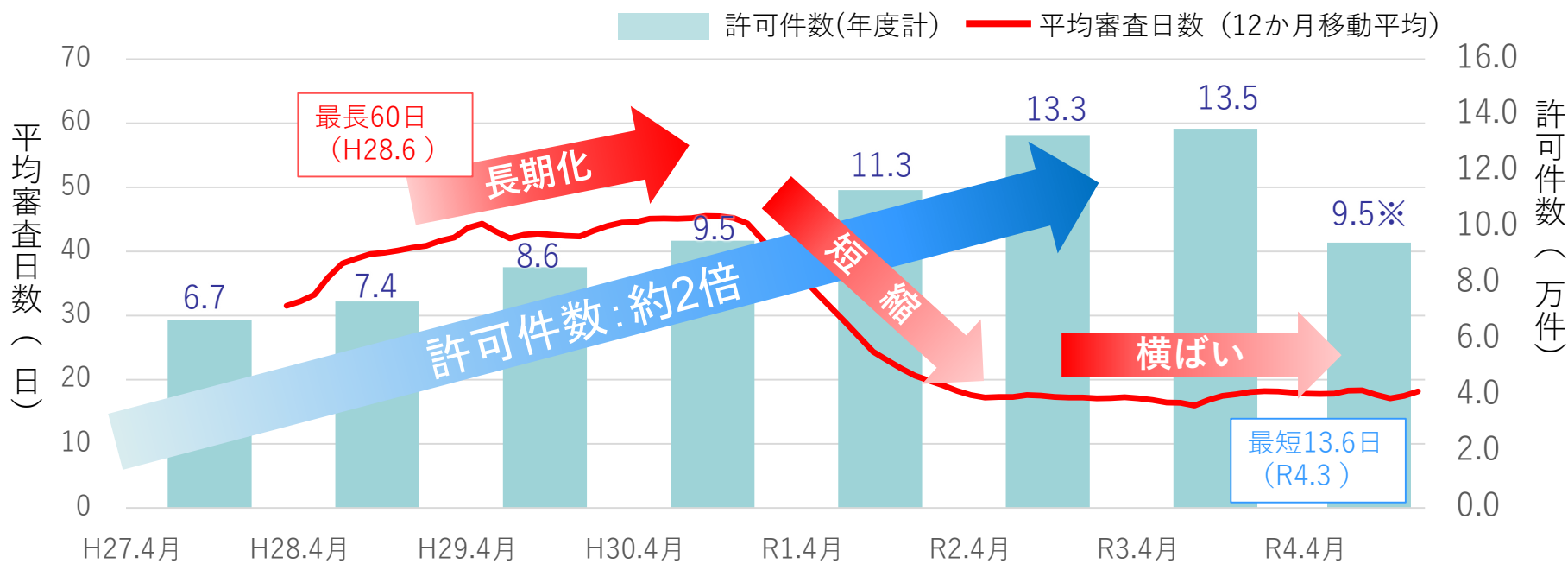
注) 無許可: 許可申請手続きを一切していない限度超過車両。

(4) 活動の効果検証 (審査の迅速化)

特殊車両通行許可申請に対する「審査の迅速化PT」の取組み

- ドライバー不足等に伴う車両の大型化の進展により、特車通行許可件数はH27から約2倍に増加
- 許可件数の増加に伴い審査日数は長期化傾向で推移していたが、H30年に「審査の迅速化PT」を発足し、事務処理の改善、道路情報便覧の電子化等に取り組んだ結果、令和2年4月にはH29当時の半分以下を実現した。
- しかし、審査日数は令和2年度以降横ばい傾向であり、更なる短縮を実現するには道路情報便覧の収録の強化による新制度への移行促進及び審査システム等電子化の推進が必要。

中部地整管内の許可件数と審査日数の推移



※R4年度はR4.4～R4.12までの9か月

(5) 活動に関する調査(物流関係者向けWebアンケート)

【アンケート結果】

- 大型車通行適正化に関する道路の老朽化に対する認知度や特車通行許可制度に関する認知度は約7～8割。昨年度よりも若干向上している。
- 一方、オンライン申請や特殊車両通行確認制度の認知度は低い。
- 違法な重量超過車両への効果的な対策として、「SNSによる情報提供」や「ラジオCM」、「新聞広告」といった意見が多い。
- 情報提供媒体としては、テレビの他に、LINEやYouTube等を利用するユーザーが多く、これらの広告の利用や動画コンテンツを作成することも有効と考えられる。



- 新聞広告やSNSなどの広報活動を強化し、荷主や運送事業者への遵法意識の醸成を図る。
- 通行確認制度（新制度）の広報活動や道路情報便覧の収録など電子化作業を強化し、新制度への移行、特車審査の迅速化を促し、申請負担の軽減を図る。

(5) 活動に関する調査(物流関係者向けWebアンケート)【参考1】

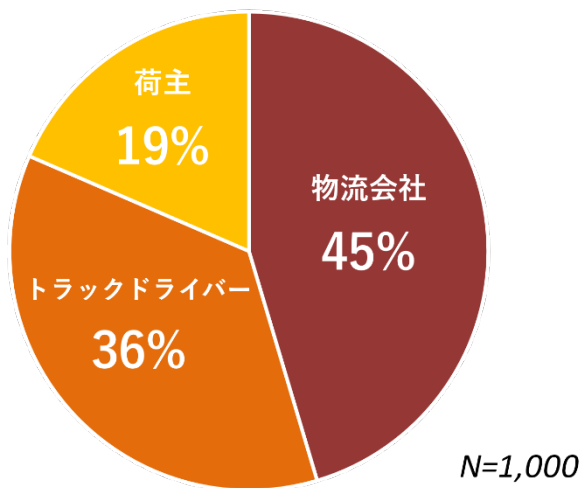
大型車の通行適正化に係る法令の知識や特車申請、特車違反の取締に係る知識を問うアンケートを実施(R5.1月実施)

サンプル数: 1,000人

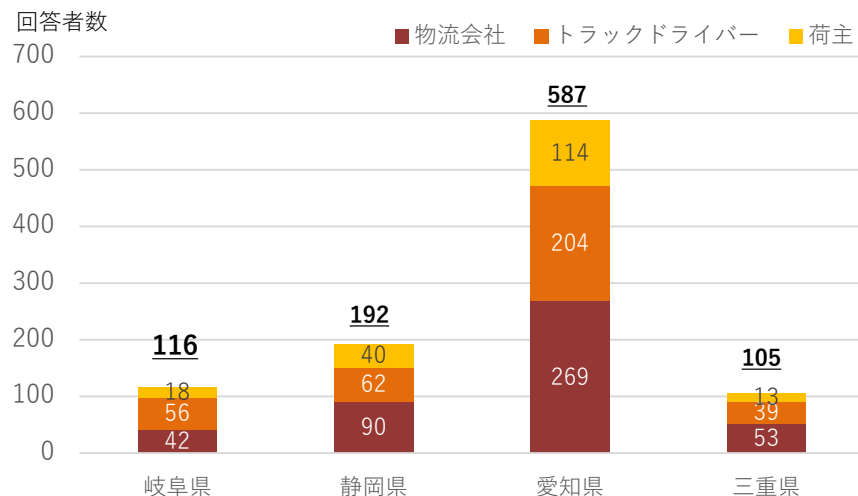
設問内容: 大型車両通行適正化と特車申請、道路構造の保全に関する事項等

回答者の属性: (岐阜、静岡、愛知、三重県在住者で、物流関係の仕事に従事されている方)

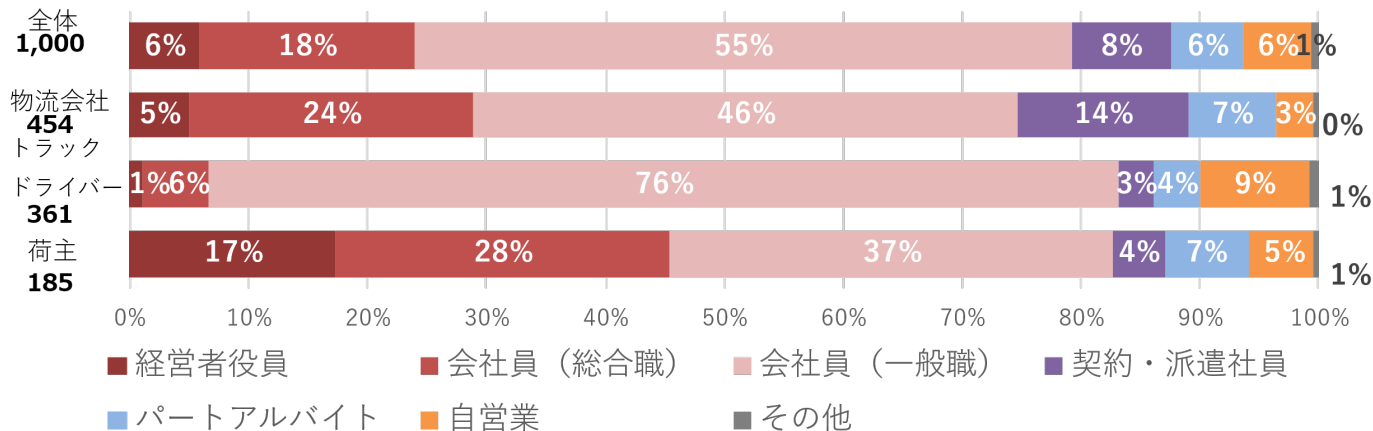
◆物流関係者の内訳



◆地域別の回答者数



◆職種の内訳

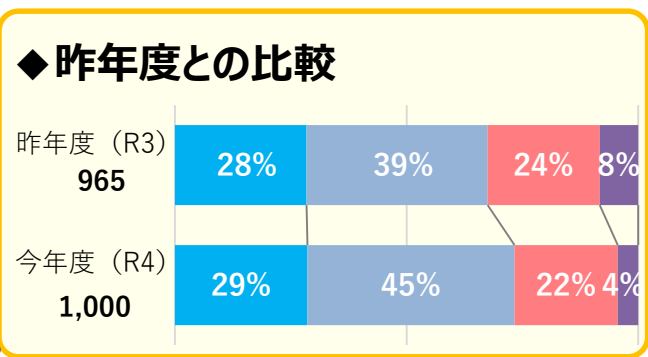
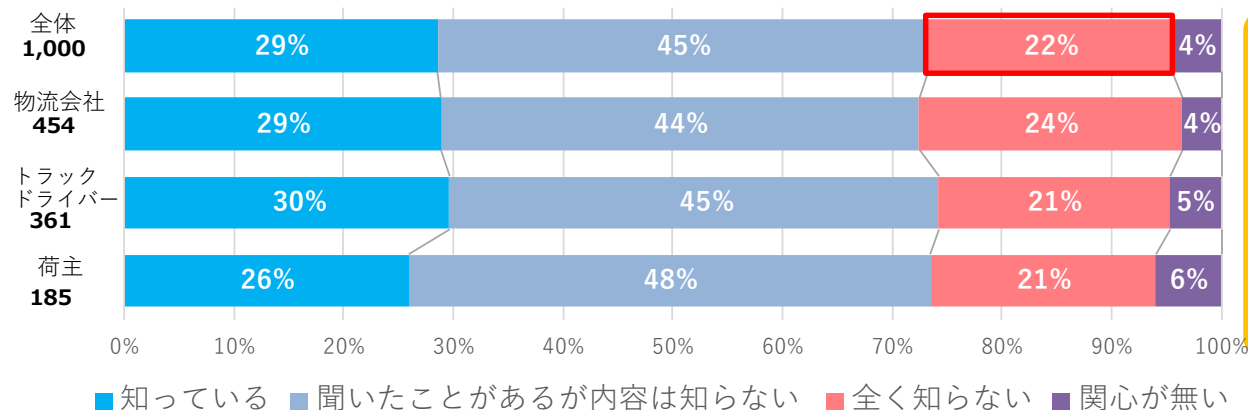


(5) 活動に関する調査(物流関係者向けWebアンケート)【参考2】

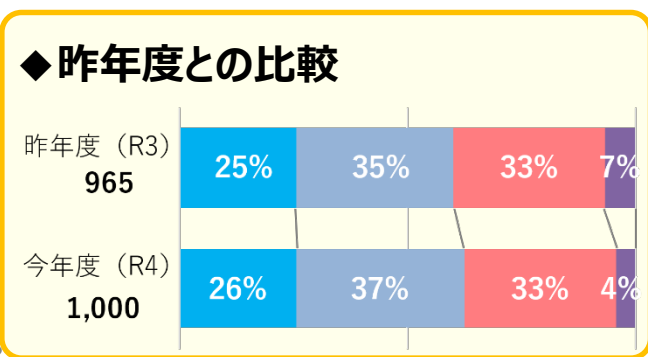
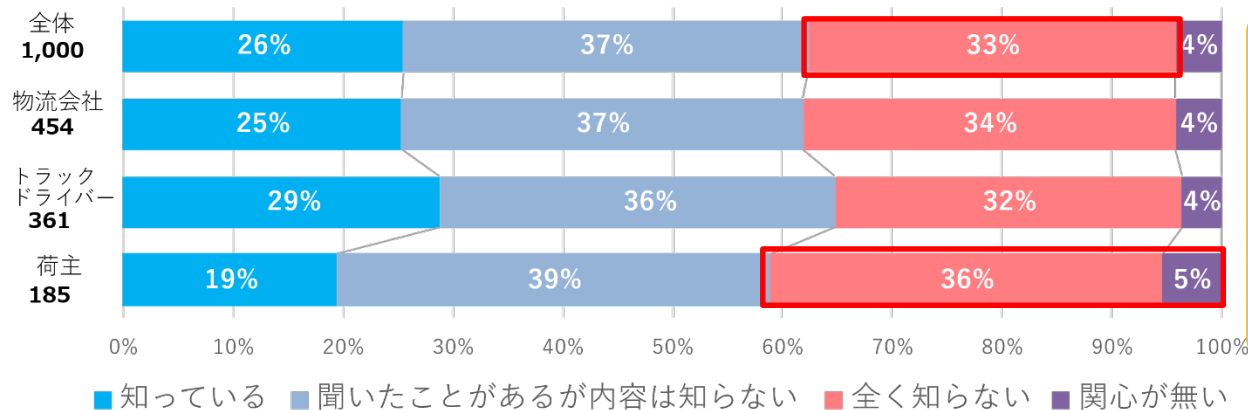
- 道路等が老朽化している問題について“全く知らない”は全体で22%、「超重量車両の影響」が老朽化の原因の一つであることについては、“全く知らない”が33%であり、昨年度と同様のアンケートと比較すると認知度は若干向上。
- 職種別では、特に超重量車両の影響に関して、荷主の認知、関心が少ない傾向。
⇒ 老朽化に対する広報は、荷主も含めた物流業界全体への広報も強化する必要がある。

【道路の老朽化に係る知識】

Q1.全国的に道路（橋梁含む）等が老朽化している問題をご存じですか。



Q2.道路（橋梁含む）の老朽化の原因の一つに、超重量車両の影響があることをご存じですか。

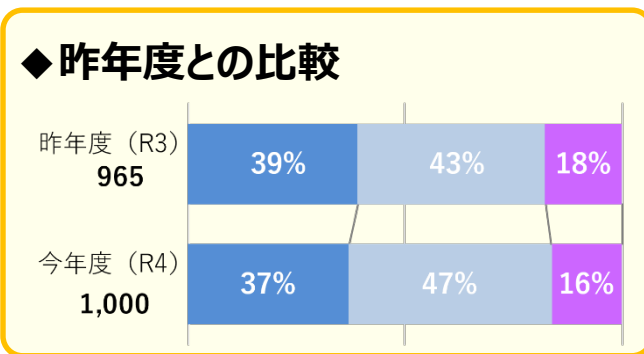
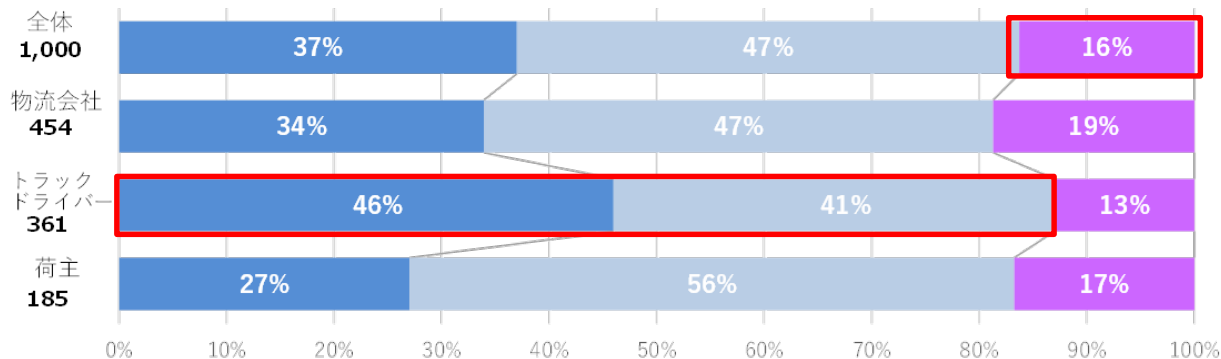


(5) 活動に関する調査(物流関係者向けWebアンケート)【参考3】

- 公道を通行する車両や車両に積むことのできる荷物の上限が法令で決められていることについて、ともに2割近くが“聞いたことがない”と回答。その中でもトラックドライバーの認知度は比較的高い状況。
- 昨年度と比較して車両の上限の認知度は若干向上したものの、道交法改正のあった荷物の上限の認知度は若干低下。
⇒ 物流会社や荷主にも継続的な広報活動が必要である。

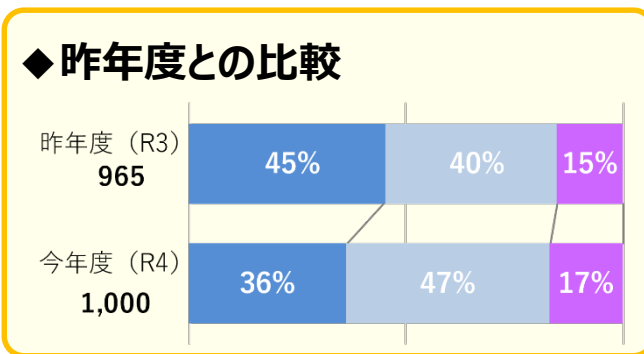
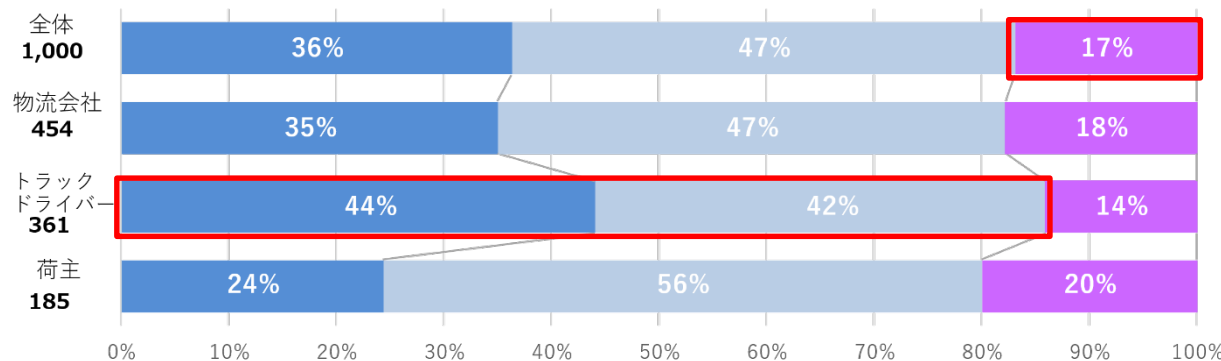
【大型車の通行適正化に係る法令に関する知識】

Q3.前項のため、公道を通行する車両の重量・長さの上限は法令で決まっています。このことを知っていますか。



■ 聞いたことがあり内容も知っている ■ 聞いたことはあるが内容は知らない ■ 聞いたことはない

Q4.同様に、車両に積むことのできる荷物の大きさの上限も法令で決められています。このことを知っていますか。



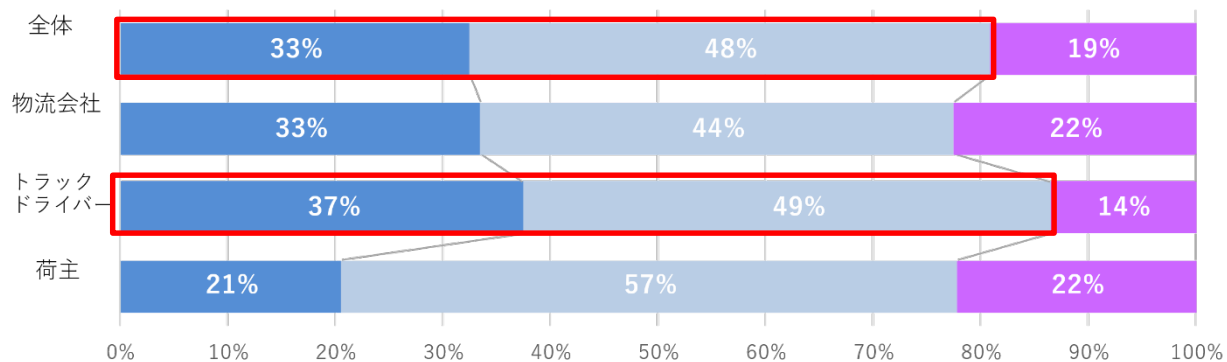
■ 聞いたことがあり内容も知っている ■ 聞いたことはあるが内容は知らない ■ 聞いたことはない

(5) 活動に関する調査(物流関係者向けWebアンケート)【参考4】

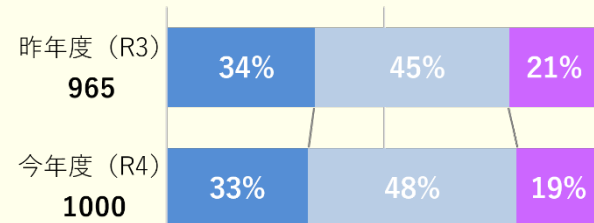
- 特殊車両通行許可申請に係る知識について、特殊車両通行許可申請による通行許可が必要であることを“聞いたことがある”は全体で8割以上を占めており、特にトラックドライバーの認知度は9割近くと高い。
- 一方、通行許可申請がオンラインで可能であることについて5割以上が“聞いたことはない”と回答。
- 両設問とも昨年に比べると若干向上。

【特殊車両通行許可申請に係る知識】

Q5. 前述の規定以上の車両・積荷での走行には、**特殊車両通行許可申請(以降、特車申請という)**による通行許可が必要であることを知っていますか。

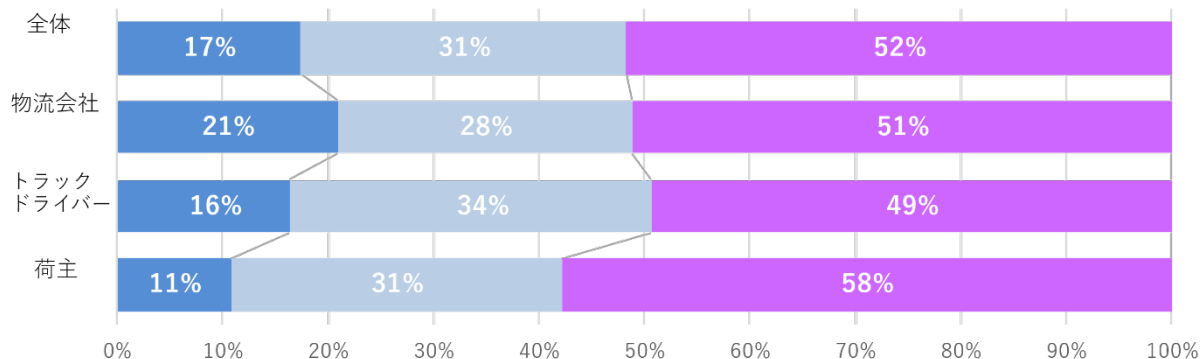


◆ 昨年度との比較

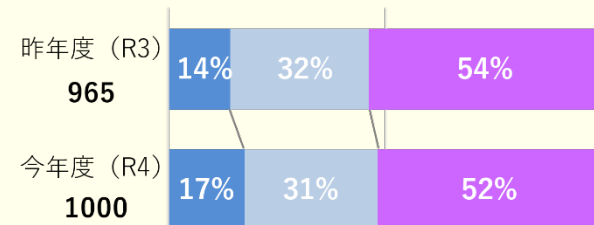


■ 聞いたことがあります(内容も知っている) ■ 聞いたことはあるが内容は知らない ■ 聞いたことはない

Q6. 通行許可申請時の作業効率化のため、現在**特車申請はオンラインで行うことが可能**となっています。このことを知っていますか。



◆ 昨年度との比較



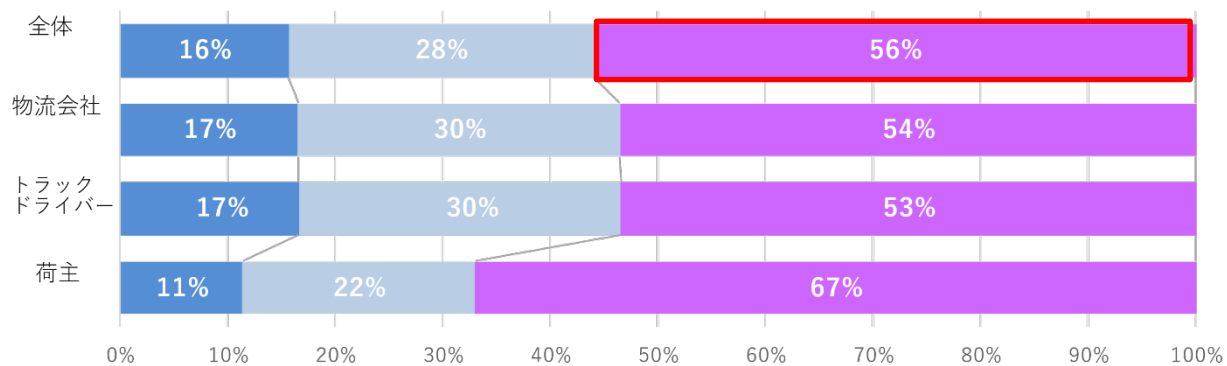
■ 聞いたことがあります(内容も知っている) ■ 聞いたことはあるが内容は知らない ■ 聞いたことはない

(5) 活動に関する調査(物流関係者向けWebアンケート)【参考5】

- 令和4年度より開始された通行確認制度(新制度)の認知度については、6割近くが“聞いたことがない”と回答。
 - 昨年度と比較して認知度は若干向上しているが、許可制度の認知率が8割以上であるところ、特殊車両の通行制度として許可制度と新制度の2本柱であることを強く広報する必要がある。
- ⇒ 特車申請の迅速化に寄与する新制度に対して幅広く広報活動を展開し利用促進を図ることが重要。

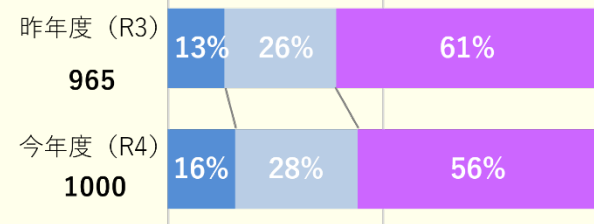
【特殊車両通行許可申請に係る知識】

Q7.あらかじめ登録した車両について、オンラインシステムで自動的に通行可能経路を確認し、即時に複数経路の回答を受け通行することができる「特殊車両通行確認制度」(令和4年4月1日施行)を知っていますか。



■ 聞いたことがあり内容も知っている ■ 聞いたことはあるが内容は知らない ■ 聞いたことはない

◆ 昨年度との比較

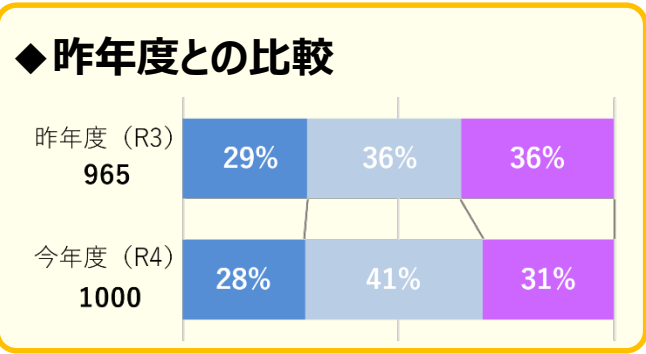
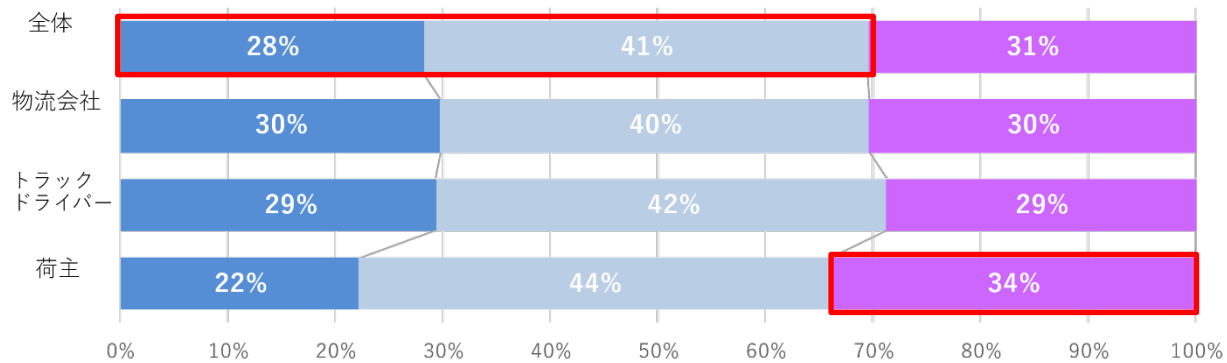


(5) 活動に関する調査(物流関係者向けWebアンケート)【参考6】

- ・ 特殊違反取締りに関して、7割近くが“聞いたことがある”と回答。
 - ・ 違反確認時に荷主の情報も聴取していることについて、7割以上が“聞いたことがある”と回答。
 - ・ ただし、どちらも荷主の認知度が比較的低い状況。
- ⇒ 荷主も含めた物流業界全体への広報も強化する必要がある。

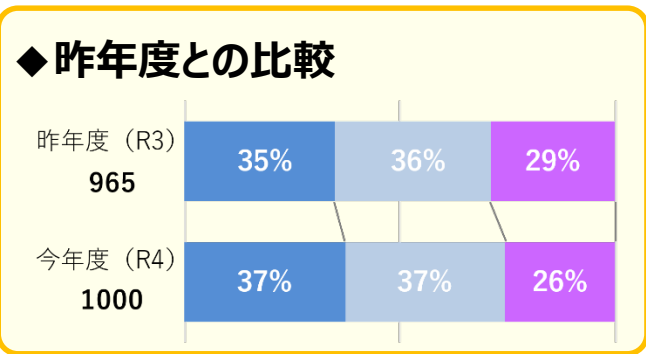
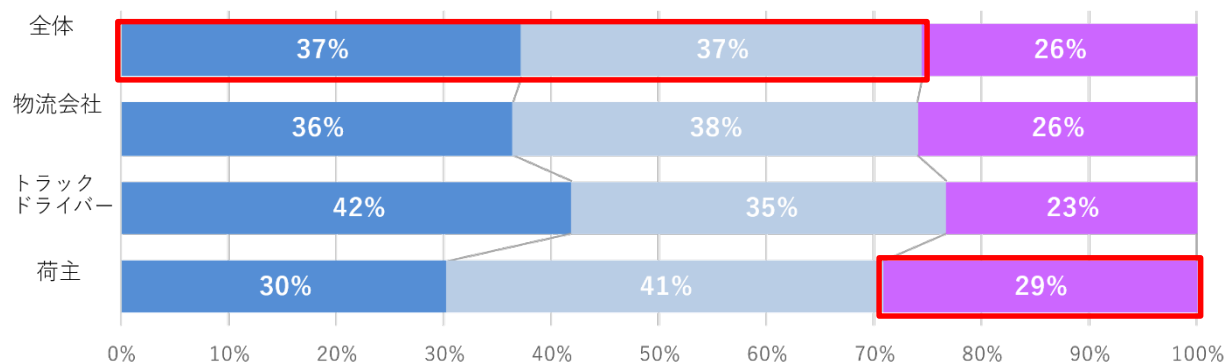
【特車違反の取締に係る法令に関する知識】

Q8.路の構造を守り交通の危険を防ぐため、特殊車両を通行する際の手続きが適正に履行されているかを確認し、違反車両に対して必要な措置を命じることを目的に、**全国で特車違反の取締が行われていることをご存じですか。**



■ 聞いたことがあります(内容も知っている) ■ 聞いたことはあるが内容は知らない ■ 聞いたことはない

Q9.違反確認時には、運転者だけでなく**荷主の情報も聴取**していることをご存じですか。



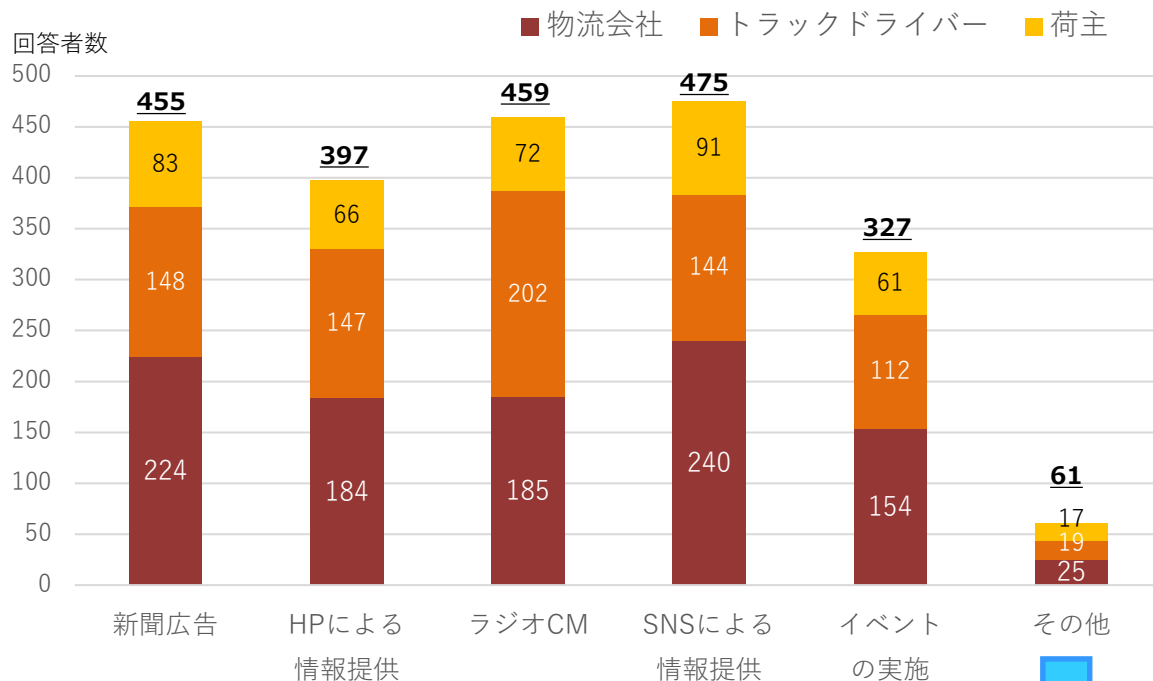
■ 聞いたことがあります(内容も知っている) ■ 聞いたことはあるが内容は知らない ■ 聞いたことはない

(5) 活動に関する調査(物流関係者向けWebアンケート)【参考7】

- 違法な重量超過車両を減らすための対策に係る意見については、“SNSによる情報提供”が多く、次いで“ラジオCM”、“新聞広告”となっている。トラックドライバーに対しては“ラジオCM”の回答が最も多い。
- SNSの利用状況について、“LINE”の利用率が約4割と最も高く、次いでYouTubeとなっている。

【違法な重量超過車両を減らすための対策に係る意見】

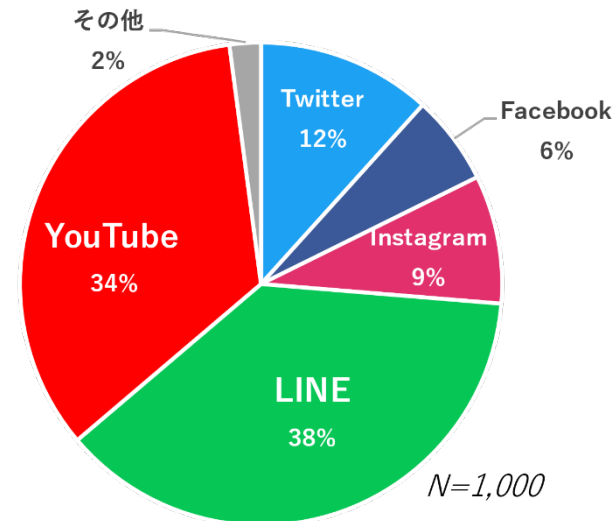
Q12.道路の老朽化問題や重量オーバーの違法な走行実態について広く国民の皆様にしていただくには、どのような取組を実施すると効果があると思われますか。(いくつか)



次頁参照

【SNSの利用状況】

Q13.日頃、最もよく利用(閲覧)しているSNSは次のうちどちらですか。



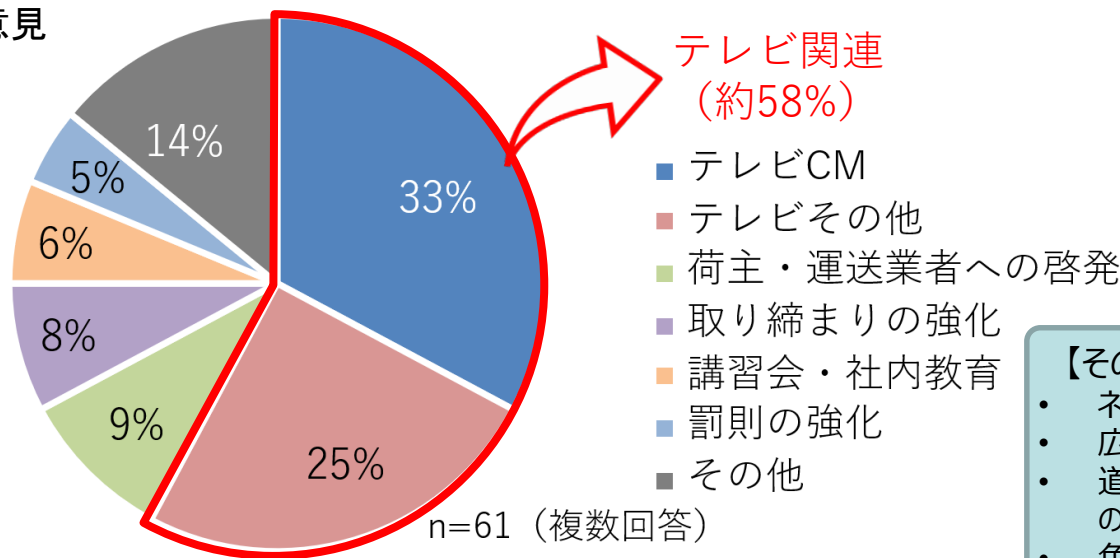
(5) 活動に関する調査(物流関係者向けWebアンケート)【参考8】

- 主な意見としては、テレビ関連が58%を占めており、中でもテレビCMが最も多くなっている。次いで荷主・運送業者への啓発(9%)や取り締まりの強化(8%)、講習会・社内教育(6%)、罰則の強化(5%)が効果的であるという意見が多い。
- その他の意見では、広告ポスターや横断幕、免許更新時(に実施)というものがあつた。

【違法な重量超過車両を減らすための対策に係る意見】

Q11.道路の老朽化問題や重量オーバーの違法な走行実態について広く国民の皆様にしていただくには、どのような取組を実施すると効果があると思われますか。(いくつでも)

▼ 主な意見



テレビ関連
(約58%)

【その他】(2票以下)

- ネット
- 広告ポスター
- 道路上の陸橋などでの横断幕
- 免許の更新時など
- 免許更新
- トラック協会から運送会社へ情報提供
- 一般車両にも適用してほしい
- DM
- 必要性を感じない



荷主、運送事業者の元請け等の徹底周知、罰則強化。

3 令和5年度活動方針(案)

- (1) 基本方針
- (2) 主な活動内容
- (3) 効果的な広報活動の推進
- (4) 効果的な指導取締りの推進
- (5) 審査システム等の電子化の推進

(1) 基本方針(案)

**効果的な広報活動
(制度の広報・周知)**

- 民間企業団体
 - ・ 各県トラック協会
 - ・ 東海商工会議所連合会
 - ・ 中部経済連合会
- 道路管理者
- 各県警察

効果的な指導取締り

- 道路管理者
 - ・ 中部地方整備局
 - ・ 県、政令市
(その他自治体)
 - ・ NEXCO中日本
 - ・ 名古屋高速
- 各県警察

**審査システム等の
電子化の推進**

- 道路管理者
 - ・ 中部地方整備局
 - ・ 県、政令市
(その他自治体)
 - ・ NEXCO中日本
 - ・ 名古屋高速

・ 特車通行制度不知の解消
 ・ 遵法意識の醸成

特車通行許可手続き等
 の負担軽減・効率化

大型車の適正通行の促進・充実

(2) 主な活動内容

各取り組み時期は暫定

	街頭PR	講習会等	広報媒体活動
4月	<ul style="list-style-type: none">大型車通行適正化に向けた取締り(通年) 【道路管理者・各県警察・運輸局】	<ul style="list-style-type: none">新制度に関する説明会等(随時) 【中部地方整備局・関係機関】車限令違反者講習会(毎月) 【NEXCO中日本】	<ul style="list-style-type: none">メルマガ・会報誌への掲載 【名古屋商工会議所】過積載防止等大型車通行適正化の啓発に係る会報誌・HPへの掲載(随時) 【静岡県トラック協会】
5月	<ul style="list-style-type: none">海コン街頭取締り 【愛知県トラック協会】春の全国交通安全運動	<ul style="list-style-type: none">初任者向け研修会(約3ヶ月毎) 【三重県】特殊車両通行許可手続き説明会 【三重県トラック協会】特殊車両通行許可申請業務研修会 ＜県職員及び市町村職員初任者向け＞ 【愛知県】	<ul style="list-style-type: none">過積載防止啓発のHP掲載、情報板の掲出(通年) 【名古屋高速道路公社】取締り実施結果ツイッター(通年) 【中部地方整備局・国道事務所】
6月		<ul style="list-style-type: none">情報便覧収録作業研修会【静岡県】特殊車両通行許可事務の担当者研修会【静岡県】	<ul style="list-style-type: none">車両制限令順守啓発のHP掲載、SA,PAの情報板にて違反防止の提示(通年) 【NEXCO中日本】情報板にて車両制限令順守啓発の掲示(適宜) 【NEXCO中日本】
7月	<ul style="list-style-type: none">夏の交通安全運動	<ul style="list-style-type: none">特車申請担当者勉強会【岐阜県】特車申請要領講習会【三重県トラック協会】新制度に関する説明会等(随時) 【中部地方整備局・関係機関】	
8月	<ul style="list-style-type: none">道路ふれあい月間「道の日」イベントでの啓発チラシ配布【静岡県】いが道の駅キャンペーン 【三重県トラック協会】	<ul style="list-style-type: none">特殊車両通行許可事務の担当者研修会【静岡県】特殊車両通行許可制度等講習会【静岡県トラック協会】	<ul style="list-style-type: none">特車申請窓口で大型車適正通行の啓発チラシ配布【名古屋市】岐阜県過積載防止連絡協議会でのチラシ配布【岐阜県トラック協会】
9月	<ul style="list-style-type: none">秋の全国交通安全運動	<ul style="list-style-type: none">トラック事業協同組合講習会(適宜) 【ネクスコ東京】	<ul style="list-style-type: none">違反内容に着目した啓発動画配信 【中部地方整備局】

(2) 主な活動内容

各取り組み時期は暫定

	街頭PR	講習会等	広報媒体活動
10月	<ul style="list-style-type: none">・トラックの日啓発チラシ配布【三重県トラック協会】・公共工事に係る特車現場点検(～11月)【浜松市】・中部地域一斉取締り	<ul style="list-style-type: none">・特車講習会【愛知県トラック協会】・新制度に関する説明会等(随時)【中部地方整備局・関係機関】	<ul style="list-style-type: none">・SNS、HPへの掲載【岐阜・三重県トラック協会】・メルマガ・会報誌への掲載【名古屋商工会議所】・中部一斉取締り結果HP等掲載【中部地方整備局・国道事務所】
11月	<ul style="list-style-type: none">・海コン街頭取締り【愛知県トラック協会】・トラックフェスタで啓発チラシ配布【三重県トラック協会】	<ul style="list-style-type: none">・トラック事業共同組合講習会(適宜)【ネクスコ名古屋】	<ul style="list-style-type: none">・メルマガ・会報誌への掲載【中部経済連合会】・土木の日(11/18)に合わせ、SNSにより特車通行制度や特車の安全通行を啓発する内容を投稿【静岡県】
12月	<ul style="list-style-type: none">・年末の交通安全運動	<ul style="list-style-type: none">・特車制度講習会【愛知県トラック協会】	<ul style="list-style-type: none">・啓発チラシを会員宛配布【愛知県トラック協会】・車両制限令違反車両の取締り活動状況のSNS投稿(随時)【名古屋高速道路公社】
1月	<ul style="list-style-type: none">・公共事業者に対する荷主向け啓発チラシ及びハンドブック配布【静岡県】	<ul style="list-style-type: none">・特車申請要領講習会【三重県トラック協会】・新制度に関する説明会等(随時)【中部地方整備局・関係機関】	
2月	<ul style="list-style-type: none">・過積載防止啓発チラシ配布(運送/荷主対象)【三重県トラック協会】		<ul style="list-style-type: none">・HP、SNS、twitterに啓発配信【愛知県トラック協会】
3月			<ul style="list-style-type: none">・電光掲示板「過積載防止」啓発【浜松市】・愛知県過積載防止連絡会議より要請文発信【運輸局】

(2) 主な活動内容(委員の活動内容)

中部地方整備局

- 特車取締りの実施
 - ・ 現地取締り強化
 - ・ WIM取締り強化
- 特車制度の周知徹底
 - ・ 街頭活動
 - ・ 広報活動
- 公共工事の現場点検
- 各種情報提供
- 他機関支援
 - ・ 他機関との連携
- 特車新制度の普及促進
- 審査システム等電子化の推進

県・政令市

- 公共工事の現場点検
- 特車取締りの実施
- 特車制度の周知徹底
 - ・ 各種講習会
- 広報活動の強化
 - ・ ツイッター等SNS
 - ・ チラシ等の作成
 - ・ テレビ、ラジオ
- 特車新制度の普及促進
- 審査システム等電子化の推進

高速道路会社・公社

- 特車取締りの強化
- 大型車両に配慮したSA・PA等の整備
- 広報活動の強化
 - ・ ツイッター等SNS
 - ・ 電光掲示板
 - ・ 横断幕、懸垂幕
 - ・ テレビ、ラジオ
- 工事現場等の点検
- 特車新制度の普及促進
- 審査システム等電子化の推進

経済団体

- HP等による制度の周知
- 各種講習会の実施
- 法令順守街頭指導
- 事業者の取組紹介
- 荷主企業・団体に対する啓発活動
- 会報誌による制度の広報周知
- 特車新制度の普及促進

(3) 効果的な広報活動 (一般周知(SNS、会報誌・広報誌等))

- 協議会参加の自治体の他、市町にも働きかけ、広報誌への啓発記事の掲載を依頼
- ⇒ SNS・WEB・会報誌ページ ~ チラシサイズ等、スペースに合わせて事務局から素材を提供可能

道路も車両も大切なパートナー

特殊車両の適正な通行にご理解を!

わずかな重量の超過であっても道路を傷めます。
許可無く走ると**法令違反**です。

トラック運転者 + 荷主の皆さんは要チェック! 走行ルールや特車申請をご存じですか?

◇特殊車両による事故例
無許可での走行は様々な事故の要因となります

特殊車両の通行制度 ~道路を守るためのルール~

一定の大きさ・重さを超える車両(特殊車両)の通行には道路管理者の「特殊車両通行許可」または「特殊車両通行確認制度回答書」を取得し、**許可値**や**通行条件**を守るようお願いします。

大型車両通行適正化に向けた中部地域連絡協議会




荷主のみなさん! 無理なお願いしていませんか?

積んでしまうとあそここの橋が渡れないな...
あれも一緒にお願い。まだ最大積載量まで積んでないでしょ?
ダメならばもうお宅とはおしまいだよ?

荷主のみなさん、ご存知でしたか? 「知らなかった」では済まされません!

許可値の超過は、**法令違反(無許可)**です

- ☑ 一般的制限値を超える車両の通行には特殊車両許可が必要
- ☑ 特殊違反の取締が全国で実施されています
- ☑ 違反が確認された際は、運転者だけでなく荷主の情報も聴取しています

特殊取締中

罰金 100万円以下
道路法 第47条 第2項 同法 第104条

大型車両通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

東海精工会館連合会・(一社) 中環経済連合会・(一社) 愛知県トラック協会・(一社) 岐阜県トラック協会・(一社) 三重県トラック協会・(一社) 静岡県トラック協会・岐阜県商工振興会・岐阜県建設業協会・岐阜県農林業協会・岐阜県畜産業協会・岐阜県水産業協会・岐阜県漁業協会・岐阜県畜産業協会・岐阜県水産業協会・岐阜県漁業協会・岐阜県畜産業協会・岐阜県水産業協会・岐阜県漁業協会

事務局: 国土交通省 中部地方整備局 TEL:052-953-8178

■ 制度の周知

令和4年4月1日スタート

新たな特殊車両通行制度 特殊車両通行確認制度が始まります!

従来の「特殊車両通行許可制度」も引き続き利用できます。

「特殊車両通行確認制度」は、道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により創設され、令和4年4月1日から施行する新たな特殊車両通行制度です。

確認制度では情報が電子データ化された道路であれば、**オンラインシステムで自動的に経路を検索して、即時に複数の通行可能経路が示されます。**

* 道路情報便覧の収録道路

車両の登録

- ① 車両情報 (自動車登録番号、空車時の車両諸元など) を登録
- ② ETC2.0 車載器を登録
- ③ 重量記録の保存方法を登録

車両登録に係る手数料の支払い

車両1台あたり **5,000円 (5年間有効)**

* トレーラは手数料不要

経路の確認

1 登録車両から、車両を選択

2 積載貨物情報を登録

3 出発地及び目的地の情報を入力

A 2地点**双方向**2経路検索

2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認

通行可能経路を確認する検索方法は、次のA、Bの2選りから選択できます。

B 都道府県検索

都道府県内の主要道路をすべて一括して検索・確認

即時

通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

通行可能な経路を回答 (ウェブ上で即時に地図表示)

回答のあった経路で通行を確定させる場合は**確認の手数料を支払い。**

「A. 2地点双方向2経路検索の場合」→ 確認1件あたり **600円**

「B. 都道府県検索の場合」→ 確認1件あたり (1都道府県あたり) **400円**

電子データで「回答書」の交付 (1年間有効)

通行

- ① **通行時** 回答書の経路を通行可 (回答書を携行 (印刷または電子データ))
- ② **通行後** ETC2.0 を活用した経路確認・乗務記録等による重量確認

利用にあたっての主な要件

- 検索が可能な経路は**道路情報便覧の収録道路**に限られます。
⇒道路情報便覧の未収録道路は検索の対象外となります。
- 車両には**ETC2.0 車載器の装着・登録**が必要です。
⇒通行経路の確認に利用します。
- 積載する**貨物の重量に係る記録の1年間保存**が必要です。
⇒乗務記録、送り状、これに類する書類により次の記録および保存が義務付けられます。

① 積載する貨物の重量

* 重量を確認できる情報 (重量換算が可能な貨物の内容と量) でも可。
例: 石油○リットル、単位重量及び長さが必要な鋼材○本、型式が明らかな自動車○台など。

② 貨物の積卸の日時・場所の記載

* ①、②に類する物、または積卸し時の重量測定結果でも可。
(総重量及び測定日時が記録されているもの)

1年保存

特殊車両通行制度の比較

	特殊車両通行許可制度	特殊車両通行確認制度
審査期間	申請から許可まで約1ヶ月※令和元年度実績	オンラインシステムで即時に確認
対象道路	すべての道路 (道路法適用の道路)	電子データ化された道路 (道路情報便覧の収録道路)
経路設定	申請者が1経路 [片方向] ごとに細かく指定	システムが自動的に複数経路 [双方向] を検索
車両情報	申請の都度、車両諸元を入力	車両登録で車両諸元を登録 (一回のみ)
対象車両	すべての車両	登録基準内の重量・寸法の車両
手数料	1経路につき200円 (道路管理者が複数にまたがる場合)	① 車両登録の手数料 1台あたり 5,000円 (5年間有効) ※トレーラは手数料不要 ② 経路確認の手数料 ・2地点双方向2経路検索の場合 確認1件につき 600円 ・都道府県検索の場合 確認1件につき 400円 (都道府県あたり) ・追加経路検索の場合 確認1件につき 100円 (10km ごと)
通行経路の有効期間	2年以内 (超寸法・超重量は1年以内) ※優良事業者は最長4年以内	1年間

手数料の支払い前に、車両登録および経路確認を試すことができます。

* 回答書は交付されません。

特殊車両通行確認制度やオンラインシステムの操作方法に関する問い合わせは

(一財) 道路新産業開発機構 特車登録センター【指定登録確認機関】

TEL: 0120-161-948 (電話受付時間: 年末年始・土日を除く、平日 9:00 ~ 17:30)

URL: <https://www.tks.hido.or.jp> メール: hido-tks-info@tks.hido.or.jp

■ システムの改善等の周知

○特殊車両オンラインシステム「重要なお知らせ」

○ 令和4年12月19日(月) 特殊車両通行確認システムの機能追加について **NEW!**

特殊車両通行確認システムについて、申請の利便性向上を図るため、システム改修により、以下の機能等を追加いたしましたので、お知らせいたします。

- ・セミトレーラの包括申請 (1度に複数のセミトレーラの通行可能経路の確認を求める申請) 時に、セミトレーラの積載時寸法について、全ての車両又は型式単位での一括入力を可能とする機能を追加しました。
システム改修前は、セミトレーラ1台ごとに積載時寸法の入力が必要でした。
- ・「未支払経路一覧」画面に表示されている手数料支払い前の経路確認の削除機能を追加しました。
なお、本機能で削除した経路確認の情報は復元できませんので、本機能を使用する際はご注意ください。

○特車登録センターサイト内

○令和4年11月10日(木) 特車通行確認制度の概要を更新しました

特車通行確認制度の概要を更新しました。
一般的制限値に関する説明、制度の利用要件、無料で試し
最新の特車通行確認制度の概要は、[こちら](#)。

**制度利用、システム操作に
関する説明が充実**

特殊車両通行確認制度の概要

特車登録センター
HIDO
一般財団法人 道路新産業開発機構
Highway Industry Development Organization

1. 特殊車両通行手続き制度の概要
2. 特殊車両通行確認制度の特徴
3. 特殊車両通行許可制度と特殊車両通行確認制度の比較
4. 特殊車両の通行手続きが必要となる車両
5. 登録可能な車両の基準等について
6. 車両登録も経路検索も無料でお試しください
7. 通行可能経路の確認は「2 地点双方向 2 経路検索」と「都道府県検索」
8. 「2 地点双方向 2 経路検索」
9. 「都道府県検索」
10. 一度確認した経路に新たに経路を追加して確認できます
11. 簡単になったオンライン申請
12. 通行可能経路を即日回答 回答書入手後から走行可能
13. 通行可能経路がスマホやタブレットなどでも確認可能
14. 特殊車両通行確認制度の利用要件
15. 車両登録および経路確認にかかる手数料一覧
16. 手数料の支払い方法はオンラインによるキャッシュレス決済

特車通行確認システムについては、
特車登録センターにお問い合わせください
URL: <https://www.tks.hido.or.jp/>
E-Mail: hido-tks-info@tks.hido.or.jp
フリーダイヤル: 0120-161-948 (10時から)

■ 操作マニュアル(動画)の周知

○特車登録センターサイト内

早い・簡単・便利
新たな特殊車両通行制度がはじまりました

【特車登録センターからのお知らせ】
○令和5年1月9日(木) システムメンテナンスに伴う特殊車両通行確認システムに関するお知らせ
令和5年1月13日～16日の間で、道路情報便覧データの更新を予定しています。
システム停止期間中は、特殊車両通行確認システムがご利用できません。
■システム停止期間
令和5年1月13日(金) 18:00～令和5年1月16日(月) 9:00まで
また、この更新に伴って回答書未発行の経路探索結果は無効となり、経路探索前の状態に戻りますので、再度経路探索を行ってください。

特車通行確認システムへのログイン

ログインする
ユーザ登録をされる方も
こちらからお進みください

システム利用規約
はじめにお読みください

【新制度】特殊車両通行確認制度

初めて新制度を利用される方はこちら

新制度とは

操作マニュアル

お試し検索用の操作マニュアル・操作説明動画

(1) 車両登録のお試し

車庫・トラクタの車両登録については、車両諸元等の入力完了したら「車両登録手数料確認画面」で「後で支払う」を選択してください。車両は「登録車両一覧」には表示されず「手数料未支払一覧」に表示されますが、グループ・組合せ設定や経路確認で呼び出すことは出来ます。

トレーラの車両登録については、車両諸元等の入力完了したら「車両登録手数料確認画面」で手数料金額が0円であることを確認のうえ、「登録者情報入力」を選択して登録を完了してください。登録が完了したトレーラは「登録車両一覧」に表示され、グループ・組合せ設定や経路確認で呼び出すことは出来ます。

(2) 経路検索のお試し

車両登録のお試しが済んだ車庫・トラクタとトレーラで経路確認のお試しが出来ます。経路確認で算定が完了した経路が希望するものでない場合は、検索条件を変更して何度でもお試しが出来ます。検索が完了した経路は「後で支払う」を選択すると「手数料未払一覧」に移動します。

ご希望の経路確認結果が出ましたら手数料をお支払いのうえ、回答書のダウンロードへお進みください。
なお、経路確認の手数料支払いの前に、当該車庫・トラクタの車両登録の支払いもお済ませください。

(3) お試し検索のためのマニュアルと操作説明ビデオ

令和4年9月13日(火)に、(公社)全日本トラック協会様にて開催された「特殊車両通行確認制度講習会」の資料を公開しました。

★講習会説明資料 [\(こちら\)](#)

★お試し検索のためのシステム操作説明動画

☆お試し検索のためのシステム操作説明動画

- [ユーザID取得・企業コード登録 \(約9分\)](#)
- [車両登録 \(約14分\)](#)
- [経路検索 \(約32分\)](#)

☆お試し検索のためのシステム操作マニュアル [\(こちら\)](#)

■ 違反内容に着目した啓発動画 ※ 中部地方整備局

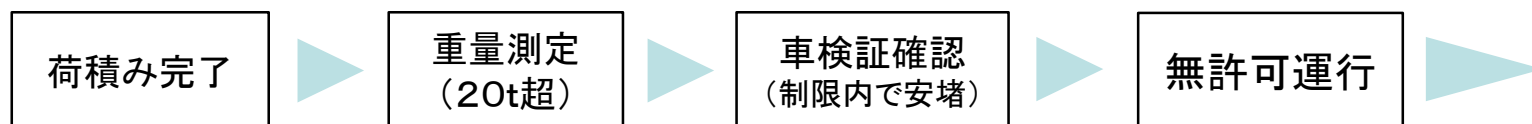
違反の大半(9割以上)を占める

- ・ 無許可
- ・ 許可経路違反
- ・ 車両諸元違反

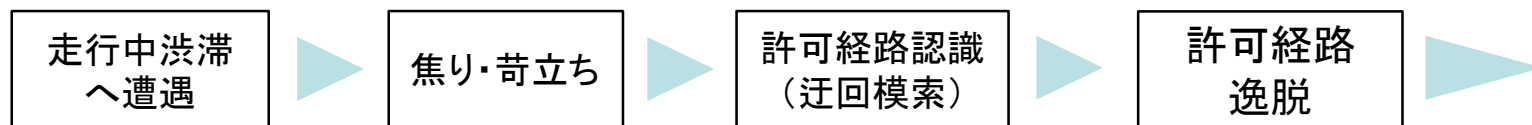
に特化した啓発動画を作成し、特殊車両通行制度の周知、違反内容の認識向上及び遵法意識の醸成を図る。

<構 想> ※セミトレーラを想定

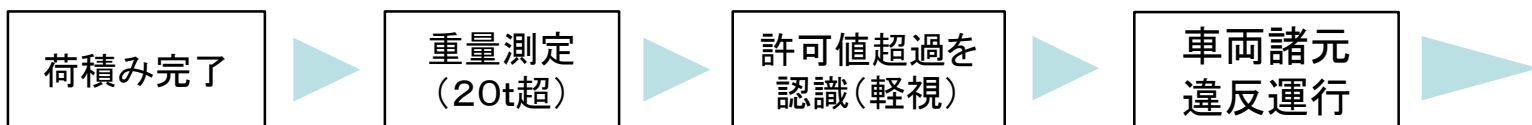
ケース1:無許可



ケース2:許可経路違反



ケース3:車両諸元違反



各ケース終了後
解説

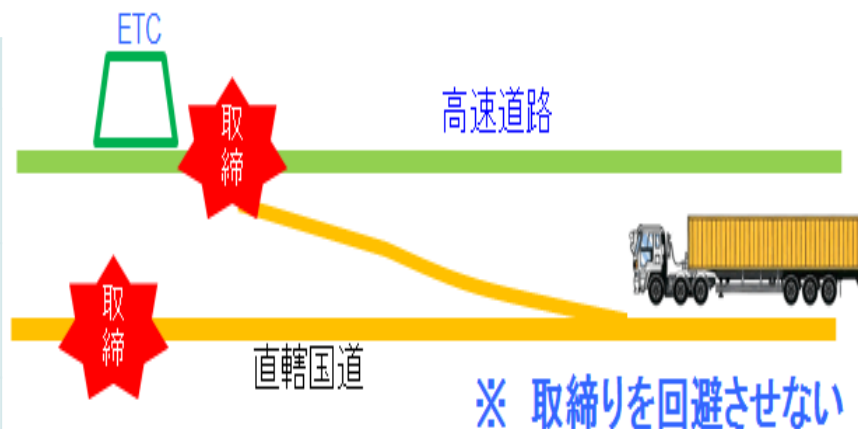
(4) 効果的な指導取締り (現地取締り)

「関連箇所取締り」の継続推進

- ◇ 大型車両の通行適正化の促進においては、現適正通行車両の士気の維持も重要な要素であることから、「逃げ得は許さない。」の精神のもと、違反車両の発見・指導等を強力に進める必要がある。
- ◇ 高速道路各社と国道事務所で連携し「関連箇所取締り」を実践し、逃げ得を一網打尽

関連箇所取締りの推進

種別	長所	短所
一斉・合同 取締り	<ul style="list-style-type: none"> ・高い広報効果 (報道されやすい) ・高い波及効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊撃的な実施が困難
個別取締り	<ul style="list-style-type: none"> ・遊撃的な実施が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報効果が低い (報道されにくい) ・波及効果が限定
関連箇所 取締り	<ul style="list-style-type: none"> ・高い波及効果 ・逃げ得を回避 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との調整



各道路管理者が関係機関と連携・調整を図りながら、「関連箇所取締り」を実施し、より効果の高い取締りを推進する。

【案】中部地域一斉取締り: 10月予定

国交省 中部地方整備局 土木工事特記仕様書 ～抜粋～

特仕1-1-1-33 交通安全管理

6. 通行許可

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。
また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

建設工事関係者のための特殊車両通行ハンドブックを活用した現場点検

- 公共工事に関わる特殊車両の通行適正化指導を徹底することにより、特殊車両に関わる業界の意識高揚を促す。
- 公共事業に関わる全機関において、発注者による現場点検を実施



●特殊車両通行許可制度に関する確認

工事名	点検口
-----	-----

各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目	回答欄
------	-----

1. 施工計画書の確認

1)建設機械、資材の運搬にあたり、一般的制限値を超える車両(以下、特車)の有無が記載されているかを確認する。

- ①「指定機械」、「主要船舶・機械」、「主要資材」に特車の記載がある
- ②「交通管理」に特車運搬資機材一覧表がある

2)特車に関する対応方針が記載されているかを確認する。

- ①対応方針(法令遵守、下請、納入・運搬業者への指導等)の記載がある

3)運搬資機材ごとに、運搬計画が作成され、運搬車両の確認方法及び確認頻度(資機材ごと)が記載されているかを確認する。

- ①運搬計画に必要な項目(追特記載項目)が整理されている
- ②整理した項目に対して、確認方法が記載されている
- ③整理した項目に対して、確認頻度が記載されている

【整理すべき項目】
・項目毎に、有・無を確認する
・一部でも確認できない場合は「無」とする

項目	運搬計画	確認方法	確認頻度
運搬資機材	有・無	有・無	有・無
車種区分	有・無	有・無	有・無
車両番号	有・無	有・無	有・無
車両諸元	有・無	有・無	有・無
積載重量	有・無	有・無	有・無
積載強度重量	有・無	有・無	有・無
通行経路	有・無	有・無	有・無
許可証の有効期間	有・無	有・無	有・無
通行条件等	有・無	有・無	有・無

各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目	回答欄
------	-----

2. 許可証の確認

1)建設機械、資材の運搬にあたり、通行許可の手続きがされている。

- ①許可証もしくは申請書が確認できる
- ②下請が手続きを行っていることを元請が確認している
- ③運搬予定日の概ね2～3ヶ月前の申請日であることを確認している

2)運搬日に有効な特殊車両許可証を取得している。

- ①運搬(予定)日が許可証の有効期間内である

3)運搬計画どおりの許可証である。

- ①対象資機材と許可証の積載貨物の品名が一致している
- ②積載重量と車両重量の和が許可証の総重量以下となっている
- ③積載物の寸法が許可証の寸法以下となっている
- ④運搬計画に許可条件が反映されている

3. 運搬車両の通行(運搬)方法の確認

1)運搬車両が許可証に記載された車両番号及び積載重量以下である。

- ①許可証に記載されている車両番号である(トレーラー等は、トラクタとトレーラーの両方確認)
- ②積載重量と車両重量(自重)乗員)の和が許可証の総重量以下である
- ③積載重量が車検証の最大積載量以下である(道路運送車両法)

2)運搬経路が許可証に記載された通行経路である。

- ①主な路線(国道、主要地方道、C・D条件区間等)の通行が確認できる
- ②通行経路途中の休憩場所、交差点が確認できる(起終点のみは不可)

3)運搬日が許可証に記載された有効期限内である。

- ①運搬日が、タログラフ、写真データ等から確認できる

3)運搬条件が許可証に記載された条件(誘導車、夜間)で走行している。

- ①許可条件に基づき誘導車を配置していることが確認できる
- ②許可条件に指定された通行時間帯に運搬していることが確認できる

裏面へ続く

(5) 審査システム等の電子化の推進

- ◇ 審査の迅速化は、一定の成果が認められる一方、短縮傾向が頭打ちの状況となっている。
- ◇ 道路情報便覧の収録をはじめ、審査システムにおける電子化を推進し、特車通行に係る制度・施策の普及に努め、申請者の負担軽減及び効率化を図る必要がある。

1 道路情報便覧収録の推進

- ・ 道路情報便覧の電子化率を飛躍的に向上させるため、法定協議による収録を実施
- ・ 協議路線は、通行許可実績等を踏まえ、優先的に収録すべき区間を選定

- ・ 協議なし案件の増加
- ・ 新制度における通行可能経路の拡充

2 オンライン協議システム等の積極的活用 ※導入率は令和5年1月10日時点

■ オンライン協議システム

- ・ 中部管内導入状況： 事務所総数 203 導入数 166 導入率 82%
- ・ 積極的な活用に努め、協議内容の電子化を推進し、審査の迅速化を図る。

■ 自治体オンライン申請システム

- ・ 中部管内導入状況 自治体総数 164 導入数 81 導入率 49%
- ・ 積極的な利用広報及び導入に努め、申請者の申請負担の軽減を図る。

4 その他

- (1) ダブル連結トラックの主な通行経路の路線拡充
- (2) 誘導車の配置条件等に関する改正に伴う経過措置
期間終了
- (3) 大雪時の車両通行について(注意喚起)

(1) ダブル連結トラックの主な通行経路の路線拡充

1 ダブル連結トラック運行の背景及び経路拡充の概要

深刻なドライバー不足が進行するトラック輸送の省人化を促進するため、大型貨物車（単車）に大型貨物車の荷台部のみを連結させる車両（ダブル連結トラック）の検討がなされ、平成28年から平成30年にかけて社会実験を行い、安全性の検証を経て、平成31年1月本格導入となった。

ダブル連結トラックの運行においては、安全性が確認できている経路（特定区間）を主たる経路とすることが要件とされており、この特定区間について令和元年8月に最初の路線拡充が図られ、令和4年11月、更なる拡充が図られた。

ダブル連結トラック：1台で2台分の輸送が可能



特車許可基準の車両長を緩和

※ 全長25mまで緩和

2 主な通行経路(特定区間)拡充の推移

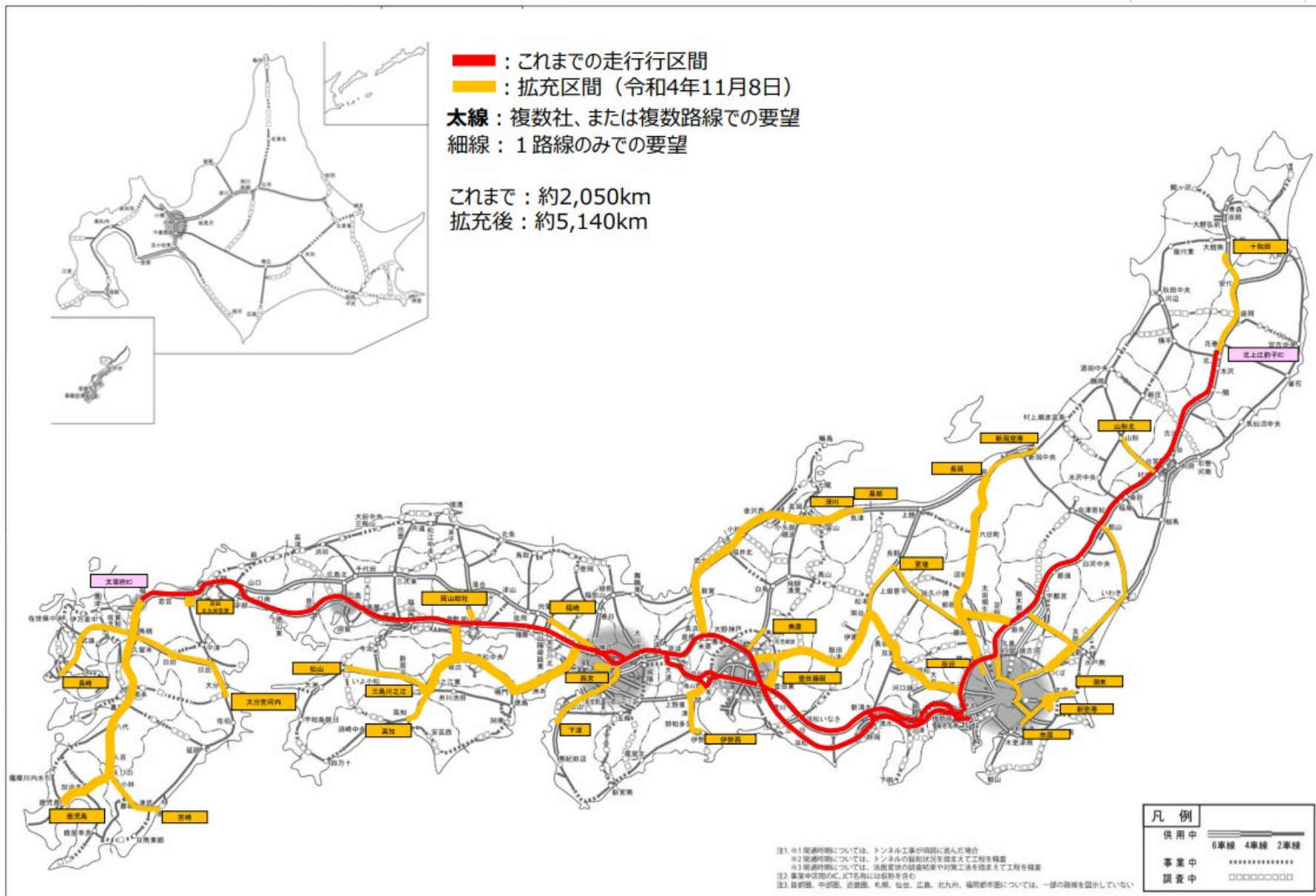
- ・ 社会実験時 新東名高速道路（海老名JCT～豊田東JCT）
- ・ 本格運用当初 同上
- ・ 令和元年8月 13区間を拡充（全14区間：岩手県～福岡県まで繋がる。）
- ・ 令和4年11月 40区間を拡充（全52区間：秋田県～鹿児島県まで繋がる。）

3 中部地域に関わる拡充区間

- ・ 中央自動車道（八王子JCT～小牧JCT）
- ・ 東海北陸自動車道（一宮JCT～美濃JCT）
- ・ 東海環状自動車道（豊田東JCT～土岐JCT）
- ・ 新名神高速道路（亀山JCT～亀山西JCT）
- ・ 伊勢自動車道（伊勢関IC～伊勢西IC）

(1) ダブル連結トラックの主な通行経路拡充

○ダブル連結トラックの通行区間



誘導車配置条件改正(令和3年3月29日施行)に伴う経過措置期間は、令和4年3月28日で終了しています。

誘導車の運転には講習が必要となり、未講習の場合は許可条件違反となります。

特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて ～誘導等ガイドラインの作成と誘導車の配置条件の改正～

誘導車を適切に配置しましょう！

※ 特殊車両の通行許可に誘導車の配置条件が付されたにもかかわらず、誘導車を配置していない場合は、通行条件違反となります。



令和3年3月29日以降、
①誘導車の運転には講習が必要となり、②特殊車両の前後に必要なであった誘導車の配置が、基本的に前方又は後方の1台(注)になります。



また、特殊車両の運転者の役割も明確化したので、誘導車と連携し、安全な通行等をお願いします。

(注) ・ 特殊車両で特に大きなものや重いものを運搬させようとする者等は、誘導車や誘導員の追加配置の必要性を検討し、適切に配置する必要があります。また、誘導車の運転者、誘導員、許可車両の運転者は、それぞれの役割・対応について、認識を合わせて下さい。

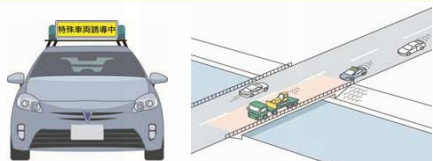
・ やむを得ない場合には、道路管理者の判断で誘導車の追加配置等の条件が付されることがあります。

※ 改正から1年間は、従前の例によることができるとし、既に改正前の規定に基づき条件が付された許可に係る通行についても、改正後の規定に基づく条件の適用を受けることができます。

『特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン』

誘導車の役割や誘導の方法、特殊車両の通行方法等の基本的な事項を明確化したので、誘導車の運転者及び特殊車両の運転者は、あわせてご参照下さい。

[URL] http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf



■ 特殊車両を運転するドライバーの方へ!!

- ★ 通行条件の見直しにより、特殊車両の通行方法も明確化しました。
- ★ 特に、条件の付いた橋梁等に進入する際には、自ら前方の他の車両との距離を十分に確保する等して、同一径間内を他の車両と同時に通行しないことが必要です。

■ 誘導を他の事業者に外注する方へ!!

- ★ 通行が終了するまでの間、以下の方法等により、誘導車の運転者の受講修了を必要に応じて確認できるようにして下さい。

- 受講修了書の写しを事前に提出させ、控えておくこと。
- 誘導車の運転者が、本人の受講修了書を携行していることを確認しておくこと。

※ 取締時等において確認できない場合は、通行条件違反となります。

■ 誘導車を運転するドライバーの方へ

- ★ 誘導車を運転する前に、国土交通省が無償で提供するオンライン講習等の受講が必要です。

オンライン講習は、令和2年12月25日から開始されます!!

〈国土交通省が定める講習一覧〉

[URL] <https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/haitijoken/koshu/>



■ 道路交通確保の対策方針

● 大雪時の道路交通確保に対する考え方の転換

「出来るだけ止めない」から「人命最優先に車両滞留を徹底的に回避」に転換

● 道路利用者等への事前の情報提供

大雪が予測される降雪の3日前から出控えや広域迂回を要請する情報を提供

● 高速道路と並行する国道の同時通行止め

短期間集中的な大雪による車両の滞留が予見される場合には、高速道路と並行する国道などを同時に躊躇なく通行止めを実施

■ 令和4年12月24日 国道19号の滞留状況

○ タイヤチェーン装着のため車道上に停車



○ 左側車線の車両が著しく速度低下



(3) 大雪時の車両通行について(注意喚起)

■ 広報資料(注意喚起)

○Twitterをご覧ください

【ノーマルタイヤ走行危険、冬用タイヤ等の装着呼びかけを行う動画】

← ツイート



国土交通省 中部地方整備局 道路部
@mlit_chubu_road

/

雪道では #冬用タイヤ 等必ず装着を！

雪道での #ノーマルタイヤ は非常に危険です。スタッドレスタイヤであっても経年劣化したタイヤでは #スタック する可能性があります。道路が走行出来なくなれば #滞留 が発生し、多くの人に迷惑をかけるため、冬用タイヤやタイヤチェーンを装着下さい。



午後1:18 · 2023年2月2日 · 5.3万 件の表示

山 ツイートアナリティクスを表示

144 件のリツイート 2 件の引用ツイート 158 件のいいね

別紙2

大規模な車両滞留を発生させないために！

大規模な車両滞留は人命に関わる恐れがあります

大雪時には 高速道路や国道を 通行止め にする場合があります

広域迂回をお願いする場合があります
のでご協力をお願いします

大雪予想時は
不要不急の外出をお控えください

冬用タイヤへの早めの交換、
タイヤチェーンの
携行・早めの装着を！

車内にもしもの備えを！

さらに

- 懐中電灯
- 毛布
- 食料飲料
- スコップ

便利な冬の道路情報
ポータルサイト

冬のドライブ なび中部

<https://www.cbr.mlit.go.jp/road/fuyumichi.html>

道路の状況も発見したらー

災害緊急ダイヤル #9910

国土交通省 中部地方整備局

■ 広報資料(注意喚起)

運送事業者及び使用者の皆様へ



雪道での立ち往生に注意!

-大型車の冬用タイヤとチェーンについて-

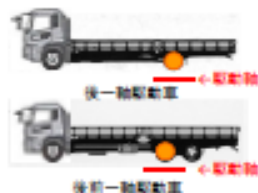


- ❶ 道路で大型車が立ち往生すると、**深刻な交通渋滞や通行止め**を引き起こします。
- ❷ 積雪・凍結路では、**必ず適切な冬用タイヤを装着**するとともに、**チェーンの携行・早めの装着**を心掛けてください。
- ❸ 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。

立ち往生が発生しやすい車両

❶ 以下の特徴を持つ車両は、積雪路等において**特に立ち往生が発生しやすい傾向**にあるので注意が必要です。

一軸駆動車



二軸駆動車に比べて駆動軸が空転しやすい。

連結車



トレーラー付近の積雪により走行抵抗が増大。

空荷状態



駆動軸に十分な荷重がかからず、発進性能が低下。

年式の古い車両



トラクションコントロール※等の機能が搭載されていない。

※急凍路等に駆動軸の空転を制御し空転を低減する装置

「自動車を安全に使うためには」→
自動車を安全に使うための注意点を発信しています。



国土交通省
自動車局 高谷・リコール課

